

神奈川県立がんセンター特定事業

入札説明書

平成21年4月

神奈川県病院事業庁

目次

第1章 事業の目的	1
1 県立病院の基本理念と役割について.....	1
(1) 県立病院の基本理念.....	1
(2) 県立病院の役割.....	1
2 本件事業の背景について.....	1
3 PFI手法導入の目的について.....	2
第2章 事業の概要	2
1 本件事業の概要.....	2
(1) 入札公告までの経緯.....	2
(2) 事業名.....	2
(3) 事業場所.....	2
(4) PFI事業の内容.....	3
(5) 関係法令等.....	3
(6) PFI事業として求めるサービスの水準.....	4
(7) 事業期間等.....	4
(8) 事業方式等.....	4
(9) サービス購入料の支払.....	4
(10) サービス購入料の減額とボーナスポイント等.....	5
(11) 施設等の使用.....	6
2 入札手続の概要.....	6
(1) 入札スケジュール.....	6
(2) 入札手順.....	7
第3章 入札手続	7
1 公告日.....	8
2 入札に付する事項.....	8
(1) 事業名.....	8
(2) 事業場所.....	8
(3) 事業概要.....	8
(4) 提供される業務の要求水準.....	9
(5) 事業期間等.....	9
(6) 事業期間終了時の条件.....	9
(7) 総合評価による一般競争入札.....	9
(8) 支払条件等.....	9
3 入札に参加する者に必要な資格.....	9
(1) 基本的要件.....	9
(2) 応募企業及び応募グループの各構成員に共通の参加資格要件.....	10
(3) 応募企業及び応募グループの代表企業に共通の参加資格要件.....	10
(4) 入札参加資格者名簿への登録手続.....	11
(5) 設計業務、建設業務及び解体除却業務に係る要件.....	11
(6) 入札参加に当たっての留意事項.....	11
4 入札参加手続.....	12
(1) 入札説明書に関する事項.....	12
(2) 入札参加資格の確認.....	13
5 参加者別対話及び病院見学会.....	15
(1) 参加者別対話.....	15
(2) 病院見学会.....	15

(3) 既公表資料等の貸出	15
6 入札方法等	15
(1) 入札書類の提出（入札書類を持参する場合）	15
(2) 入札書類を郵送する場合	15
(3) 入札に当たっての留意事項	16
7 開札	19
(1) 日時	19
(2) 場所	19
(3) その他	19
8 入札の無効	19
9 落札者の決定方法等	19
(1) 落札者の決定方法	19
(2) 審査事項	20
(3) 提案に対するヒアリングの実施	20
(4) 落札者の決定	20
(5) 入札結果の通知及び公表	20
10 基本協定の締結	20
11 特別目的会社の設立	21
12 特定事業契約の締結	21
(1) 特定事業契約書の内容変更	21
(2) 特定事業契約に係る契約書作成費用	21
(3) P F I 事業者の特定事業契約上の地位	21
13 その他	21
第4章 契約条件等	22
1 金融機関との協議	22
2 債権の取扱い	22
(1) 病院事業庁からのサービス購入料の支払	22
(2) 第三者による代理受領	22
(3) 債権の譲渡	23
(4) 債権への質権設定及び債権の担保提供	23
3 建物等への抵当権等の設定	23
4 県債（病院事業債）の導入について	23
5 病院事業庁の地方独立行政法人移行について	23
6 重粒子線治療装置の整備について	23
第5章 特定事業契約締結後	24
1 グループ構成員の役割	24
2 P F I 事業者の行う業務及びそれに対するモニタリング等	24
(1) 設計・建設状況の確認等	24
(2) 維持管理・運営期間中のモニタリング等	25
3 サービス購入料の支払手続	25
4 P F I 事業者が調達する医療機器の仕様変更	25
付属資料一覧・別添資料一覧	26

第1章 事業の目的

1 県立病院の基本理念と役割について

(1) 県立病院の基本理念

県立病院は、地域の医療ニーズや地域における医療供給体制などを踏まえ、患者の立場に立った「心あたたかい医療」を高い技術で提供し、患者との医療情報の共有化を図りながら、県民のための医療を行います。このような、良質でわかりやすい医療を安定して継続的に提供するため、経済性の発揮や効率的な運営などの経営努力を行うことにより経営基盤を確立します。

(2) 県立病院の役割

医療環境の変化や県民医療ニーズへの対応等を踏まえて、県立病院の基本的な役割を次のような医療の提供や支援を中心とし、各県立病院の連携のもと、専門病院及び一般病院のそれぞれの特性に応じた、出産から思春期、壮年期、高齢者に至る人生の全てのステージにおける良質な医療を提供します。

【県立病院の基本的な役割】

- ・ 県の政策医療として行う高度・専門医療
- ・ 広域的な対応が必要な救急医療、災害時医療、感染症医療
- ・ 地域の特殊性等から地域だけでは実施が困難な医療
- ・ 各県立病院の特性を生かした医師・看護職員等医療従事者の人材育成

2 本件事業の背景について

神奈川県立がんセンターは昭和38年に開設された31床の成人病センターを前身として、昭和61年から病床数415床のがん専門病院としてスタートして以来、神奈川県（以下「本県」という。）におけるがん医療の中核的機関として、県民に高度で心あたたかい医療を提供することを基本理念に高度専門医療を提供してきています。

本県では「がんへの挑戦・10か年戦略」をまとめ、がんにならない、がんに負けない神奈川づくりを目指し、平成17年度からがん対策への重点的な取り組みをスタートしており、がんセンターでは、県内におけるがん医療の中核的病院として機能の強化を図り、がんに悩む患者さんやその家族に対する支援、がん医療に携わる人材の育成等に取り組んでいくことが求められています。

しかしながら、がん患者の増加、診断・治療技術の急速な進歩と相まって、医療に求められる社会的ニーズが大きく変化する中であって、20年以上前に整備された現在の施設では、上記のことに十分対応していくことが困難となっています。

こうした中で、がんセンターの機能充実による高度ながん医療の提供と地域がん医療のネットワークづくりを進めるため、がんセンターの総合的な整備を進めることとなりました。

3 PFI手法導入の目的について

病院事業庁は、がんセンターの総合整備について、設計、建設、維持管理及び運営を一括して長期委託することにより、民間事業者の資金力と経営・技術ノウハウを活かした創意工夫が可能となり、事業コストの削減のみならず、医療周辺業務の効率化が期待され、ひいてはがんセンターの健全経営に貢献できるためPFI手法を導入します。

特に、病院事業庁とのパートナーシップに基づき、がんセンターがその総体として持つ能力を最大限発揮し、最高のパフォーマンスを発揮できるように、がんセンタースタッフが医療サービスに集中できる業務環境の提供を民間事業者にお願いするものです。

第2章 事業の概要

本章では、入札に参加しようとする者への便宜のため、神奈川県立がんセンター特定事業（以下「本件事業」という。）の概要を記載します。なお、詳細はそれぞれ指示した書類等を参照してください。

1 本件事業の概要

(1) 入札公告までの経緯

神奈川県立がんセンター整備運営事業として、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、次のとおり順次法定手続を経ています。

平成20年 8月 1日	実施方針等の公表
9月 24日	
	実施方針等に対する意見招請（回答は入札公告時に公表）
26日	
10月 20日	実施方針等に関する質問回答の公表
10月 22日	意見交換会実施
11月 13日	特定事業の選定結果の公表
	事業名称 神奈川県立がんセンター <u>整備運営事業</u>
	↓
	神奈川県立がんセンター <u>特定事業</u>
11月 21日	
	事業者ヒアリング
平成21年 1月 23日	
平成21年 3月 24日	債務負担行為の設定
4月 10日	入札公告

(2) 事業名

神奈川県立がんセンター特定事業

(3) 事業場所

神奈川県横浜市旭区中尾二丁目55-1外（現運転免許試験場）

なお、事業場所の概要については、第3章2(2)を参照してください。

(4) P F I 事業の内容

設計から運営までを一体とした落札者の提案に基づき、P F I 事業者（第 3 章 2 (3)において定義する。以下同じ）ががんセンターの設計・建設及び医療機器等の調達・据付けをし、施設の所有権を病院事業庁に移転後、がんセンター全体の維持管理・運営を 20 年 5 か月間行います。

なお、本件事業の概要（業務範囲）については、第 3 章 2 (3)に詳述してありますので参照してください。

(5) 関係法令等

本件事業に必要と想定される根拠法令等としては次のものがあります。また、P F I 事業者は以下に示す法令のほか、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例及び規則）等を遵守してください。

- ア 医療法（昭和 2 3 年 7 月 3 0 日法律第 2 0 5 号）
- イ 健康保険法（大正 1 1 年 4 月 2 2 日法律第 7 0 号）
- ウ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年 8 月 1 7 日法律第 8 0 号）
- エ 薬事法（昭和 3 5 年 8 月 1 0 日法律第 1 4 5 号）
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年 1 0 月 2 日法律第 1 1 4 号）
- カ がん対策基本法（平成 1 8 年 6 月 2 3 日法律第 9 8 号）
- キ 食品衛生法（昭和 2 2 年 1 2 月 2 4 日法律第 2 3 3 号）
- ク 地方自治法（昭和 2 2 年 4 月 1 7 日法律第 6 7 号）
- ケ 地方公営企業法（昭和 2 7 年 8 月 1 日法律第 2 9 2 号）
- コ 建築基準法（昭和 2 5 年 5 月 2 4 日法律第 2 0 1 号）
- サ 都市計画法（昭和 4 3 年 6 月 1 5 日法律第 1 0 0 号）
- シ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年 1 2 月 2 5 日法律第 1 3 7 号）
- ス 電気事業法（昭和 3 9 年 7 月 1 1 日法律第 1 7 0 号）
- セ 消防法（昭和 2 3 年 7 月 2 4 日法律第 1 8 6 号）
- ソ 水質汚濁防止法（昭和 4 5 年 1 2 月 2 5 日法律第 1 3 8 号）
- タ 大気汚染防止法（昭和 4 3 年 6 月 1 0 日法律第 9 7 号）
- チ 騒音規制法（昭和 4 3 年 6 月 1 0 日法律第 9 8 号）
- ツ 振動規制法（昭和 5 1 年 6 月 1 0 日法律第 6 4 号）
- テ 悪臭防止法（昭和 4 6 年 6 月 1 日法律第 9 1 号）
- ト ガス事業法（昭和 2 9 年 3 月 3 1 日法律第 5 1 号）
- ナ 労働安全衛生法（昭和 4 7 年 6 月 8 日法律第 5 7 号）
- ニ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 4 5 年 4 月 1 4 日法律第 2 0 号）
- ヌ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 3 2 年 6 月 1 0 日法律第 1 6 7 号）
- ネ 高圧ガス保安法（昭和 2 6 年 6 月 7 日法律第 2 0 4 号）

ノ 電波法（昭和25年5月2日法律第131号）

ハ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）

また、本件事業の遂行に必要となる許認可については、PFI事業者の責任において取得するものとし、その費用についてもPFI事業者の負担とします。

(6) **PFI事業として求めるサービスの水準**

添付資料2「神奈川県立がんセンター特定事業 業務要求水準書」（以下「業務要求水準書」という。）によるものとし、その費用についてもPFI事業者の負担とします。

(7) **事業期間等**

本件事業に係る入札公告以後の主なスケジュールは次のとおりです。

ア 契約締結まで

- | | |
|---------------------|------------|
| ① 入札公告 | 平成21年4月10日 |
| ② 参加表明書、資格確認申請書等の提出 | 6月3日 |
| ③ 入札書類の提出・入札 | 9月28日 |

以下のスケジュールは予定です。

- | | |
|------------|-----------|
| ④ 審査結果の公表 | 12月下旬 |
| ⑤ 基本協定締結 | 平成22年1月中旬 |
| ⑥ 特定事業契約締結 | 2月 |

- (⑦ 金融機関との直接協定締結 平成22年3月まで)

※ PFI事業者と金融機関との融資契約の締結が平成22年度以降となる場合でも、平成22年3月末までに直接協定については基本合意が必要となります。

イ 事業期間

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| ① 病院施設等の設計・建設 | 平成22年1月～平成25年8月1日 |
| ② 許認可の取得 | 平成22年1月～平成25年8月1日 |
| ③ 病院施設等の引渡し・所有権移転 | 平成25年8月1日 |
| ④ 維持管理・運営（20年5か月間） | 平成25年11月5日～平成46年3月31日 |

(8) **事業方式等**

BTO（Build Transfer Operate）方式とします（PFI事業者が病院施設を設計・建設し、病院事業庁に所有権を移転した後、維持管理・運営業務を遂行する。）。

(9) **サービス購入料の支払**

病院事業庁は、PFI事業者の遂行するがんセンターの維持管理・運営業務等に関し、PFI事業者に対してサービス購入料を支払います。サービス購入料は、サービス購入料1からサービス購入料5により構成され、病院事業庁はPFI事業者から20年5か月間で支払います。

具体的には、病院事業庁はサービス購入料（サービス購入料4及び5を除く。）を次表のとおり年12回に分けて支払うものとし、毎月PFI事業者から提出を受けた業務月報及び必要に応じて病院事業庁が実施した巡回により当該業務の状況を確認（以下「モニタリング」という。）の上、支払うものとし、

なお、サービス購入料のうち、サービス購入料1については5年ごとに、サービス購入料

2及び3については、物価上昇率等を勘案し毎年、サービス購入料4及び5については、当該業務の着手日を基準として改定します。詳細は付属資料1「病院事業庁が事業者を支払うサービス購入料について」を参照してください。

	支払対象期間	支払日（銀行営業日でない場合は翌営業日）
第1四半期	4月1日～4月30日	5月31日
	5月1日～5月31日	6月30日
	6月1日～6月30日	7月31日
第2四半期	7月1日～7月31日	8月31日
	8月1日～8月31日	9月30日
	9月1日～9月30日	10月31日
第3四半期	10月1日～10月31日	11月30日
	11月1日～11月30日	12月28日
	12月1日～12月31日	1月31日
第4四半期	1月1日～1月31日	2月28日 ※
	2月1日～2月28日※	3月31日
	3月1日～3月31日	4月30日

※ 閏年の場合は29日とする。

(10) サービス購入料の減額とボーナスポイント等

モニタリングの結果、維持管理・運營業務等について、別添資料1「神奈川県立がんセンター特定事業契約書（案）」（以下「特定事業契約書」という。）、業務要求水準書、提案書及び維持管理・運営仕様書等に記載された病院事業庁が求める水準を満たしていない事項が存在し、四半期のペナルティポイント（PP）が累積した場合、下表に基づき当四半期最終月のサービス購入料から減額を実施します。なお、減額の対象となる金額は、当該年度に支払われる予定のサービス購入料の合計額の1/4とします。（ただし、サービス購入料3については、当該四半期の実績額とし、サービス購入料4及びサービス購入料5に相当する部分は除くものとする。）。

また、事業者による「医療サービスの向上」「患者サービスの向上」等の実現に資する活動に対し、ボーナスポイントを付与します。

なお、サービス購入料の減額及びボーナスポイントの詳細は付属資料2「モニタリングの実施によるサービス購入料の減額及びボーナスポイントの付与」を参照してください。

ペナルティポイントと減額割合

ペナルティポイント	減額割合	ペナルティポイント	減額割合
11以上16PP未満	1PPにつき0.013%	26以上31PP未満	1PPにつき0.023%
16以上21PP未満	1PPにつき0.017%	31以上36PP未満	1PPにつき0.027%
21以上26PP未満	1PPにつき0.020%	36PP以上	10%相当額 支払停止

(11) 施設等の使用

本事業の遂行に必要となる施設設備及び機器等については事業期間中PFI事業者は無償で貸与します。なお、利便施設運営に必要となる施設については付属資料7「利便施設運営業務に係る施設使用料等について」に従って、病院事業庁に施設等の使用料を納付する必要があります。

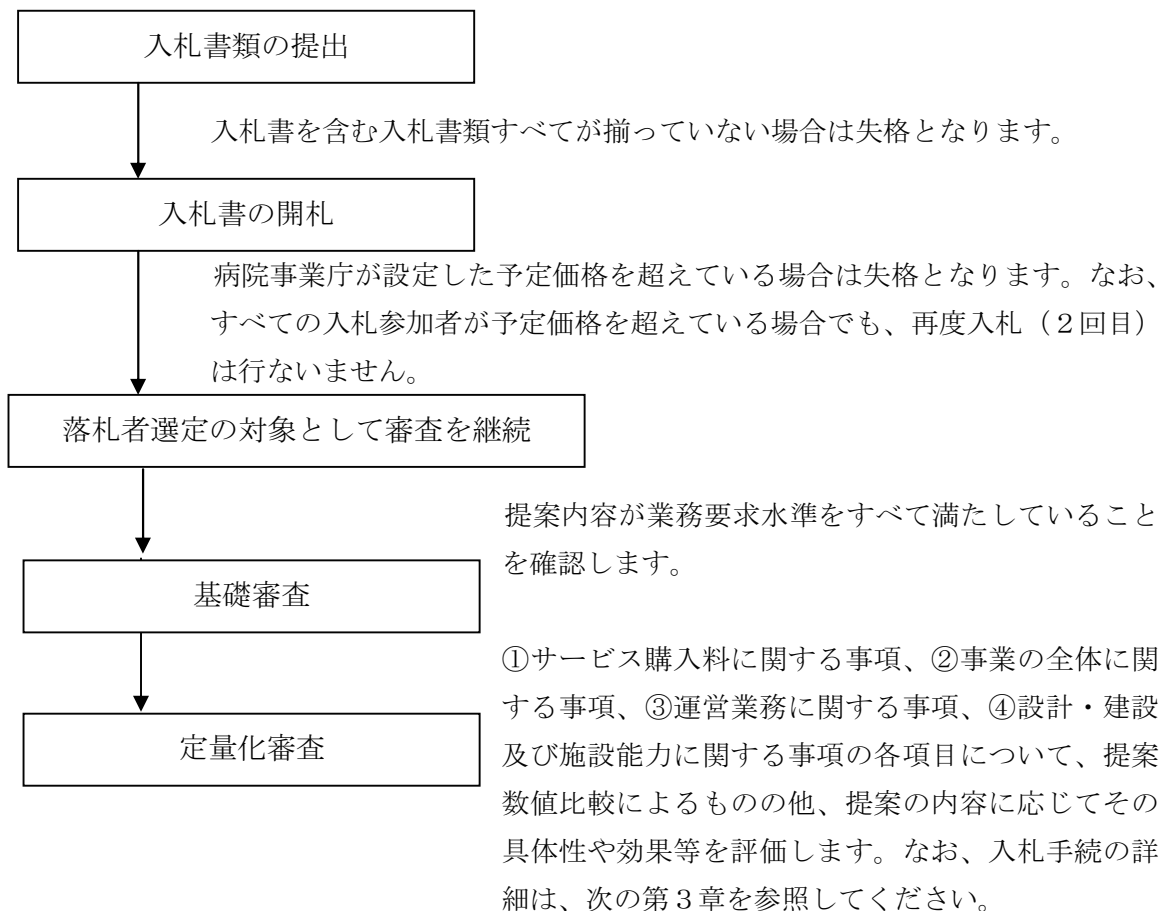
2 入札手続の概要

本事業の事業者の選定は、総合評価一般競争入札方式（「地方自治法施行令」（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）によるものとします。

(1) 入札スケジュール

入札公告	平成21年4月10日（金）
入札説明会	平成21年4月22日（水）
質問受付	平成21年4月28日（火）～4月30日（木）
回答の公表	平成21年5月29日（金）
参加表明書、資格確認申請書等の提出	平成21年6月3日（水）
資格確認通知	平成21年6月10日（水）
入札参加資格がないと認めた理由の説明要求書の提出	平成21年6月15日（月）～6月16日（火）
入札参加資格がないと認めた理由の回答	平成21年6月30日（火）
参加者別対話及び病院見学会	平成21年6月11日（木）～8月12日（水）
参加者別対話結果最終公表	平成21年8月19日（水）
入札書類の提出	平成21年9月28日（月）
審査結果の公表（優秀提案の選出、落札者の決定）	平成21年12月下旬（予定）
基本協定締結	平成22年1月中旬（予定）
特定事業契約締結	平成22年2月（予定）

(2) 入札手順



第3章 入札手続

本件事業に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（別添資料を含む。以下「本件入札説明書」という。）によるものとします。記載に当たっては、一覧性を重視したため、入札公告記載事項と重複している部分があります。

なお、本件入札説明書は、平成20年8月1日に公表した実施方針等（特定事業契約書（素案）、業務要求水準書（案）及び実施方針Q&A等を含む。）並びに実施方針等に対する質問への回答（平成20年10月20日公表）及び意見招請（平成20年10月22日に開催した意見交換会及び平成21年2月12日に公表した事業者ヒアリング結果を含む。）（以下「既公表資料」という。）を反映したものであり、本件入札説明書と既公表資料に相違がある場合には、本件入札説明書の規定内容が優先するものとします。また、本件入札説明書に記載がない事項については、既公表資料及び本件入札説明書に対する質問・回答によりますので、入札参加者は、これらを踏まえ、入札等に必要の手続を行ってください。

1 公告日 平成 21 年 4 月 10 日

2 入札に付する事項

(1) 事業名

神奈川県立がんセンター特定事業

(2) 事業場所

神奈川県横浜市旭区中尾二丁目 5 5 - 1 外 (現運転免許試験場)

事業場所の概要

敷地面積	約 37,800 m ²
用途地域	第一種住居地域
基準建ぺい率	60%
基準容積率	200%
高度地区	第 4 種高度地区
防火地域等	準防火地域

(3) 事業概要

本件事業は P F I 法第 6 条に基づき選定された事業として、本件入札説明書で定める総合評価の方法で落札者とされた者が、本件事業を遂行することを目的とする特別目的会社 (本件入札説明書において、「P F I 事業者」という。) を設立し、当該 P F I 事業者が落札者とされた者の提案に基づき、B T O (Build Transfer Operate) 方式により、病院施設の設計及び建設等を行い、当該施設の完成・引渡し後に病院施設の維持管理・運営業務を行うとともに、併せて旧がんセンターの解体除却を行うものです。

本件事業の主な業務は以下のとおりですが、詳細な業務内容については、業務要求水準書及び特定事業契約書を参照してください。

ア 病院運営関係

- (ア) 統括マネジメント業務
- (イ) メディカルアシスタント業務
- (ウ) 物流管理運営業務
- (エ) 検体検査業務
- (オ) 患者給食提供業務
- (カ) 清掃・廃棄物処理業務
- (キ) 植栽管理・外構清掃業務
- (ク) 保安警備業務
- (ケ) 電話交換・館内放送業務
- (コ) 院内保育施設運営業務
- (サ) 施設設備保守管理業務
- (シ) 医療機器保守点検業務
- (ス) 利便施設運営業務

イ 新病院建設関係

- (ア) 設計業務
- (イ) 建設業務
- (ウ) 医療機器・備品等調達業務
- (エ) 開業準備業務
- (オ) 旧がんセンター解体除却業務

(4) 提供される業務の要求水準

業務要求水準書によるものとします。

(5) 事業期間等

ア 事業期間

本契約締結日から平成 46 年 3 月 31 日まで

なお、病院施設等の引渡し及び所有権移転日は、平成 25 年 8 月 1 日とします。

イ 契約等の締結（予定）

- ① 基本協定締結 平成 22 年 1 月上旬
- ② 特定事業契約締結 平成 22 年 2 月
- (③ 金融機関との直接協定締結 平成 22 年 3 月まで)

※ P F I 事業者と金融機関との融資契約の締結が平成 22 年度以降となる場合でも、平成 22 年 3 月末までに直接協定については基本合意が必要となります。

(6) 事業期間終了時の条件

本件事業の終了時には、業務要求水準書に示す条件を保持している必要があります。

(7) 総合評価による一般競争入札

本件事業の事業者の選定は、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2）によるものとします。

なお、本件事業はW T O 政府調達協定の対象であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令第 372 号）が適用されます。

(8) 支払条件等

付属資料 1 「病院事業庁が事業者を支払うサービス購入料について」を参照してください。

なお、病院事業庁は、「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条に基づき設定した債務負担行為の範囲内で、本件事業に必要なサービス購入料を 20 年 5 か月間にわたり支払います。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件を満たす者であることを要します。

(1) 基本的要件

ア 入札参加者は、本件事業に係る業務に携わることを予定する単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であることを要します。

なお、応募グループにあつては、あらかじめ代表企業を選定し、代表企業名で入札手続を行うこととします。

イ 入札参加者は、4(2)に掲げる参加表明書等において、本件事業に係る業務に携わる応募企業、応募グループの各構成員又は協力企業（協力企業とは、応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、PFI事業者から本件事業の業務を直接受託し、又は請負うことを予定している者をいう。）の企業名及び携わる業務等を明らかにすることを要します。

なお、応募企業、応募グループの各構成員又は協力企業のうちの一者が、本件事業に係る複数の業務を兼ねて実施することは妨げないものとし、また、各業務については、業務範囲を明確にした上で応募企業、応募グループの各構成員又は協力企業の間で分担することは差し支えありません。

(2) 応募企業及び応募グループの各構成員に共通の参加資格要件

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 県の指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 4(2)ア(エ)で定める入札参加資格の確認基準日（以下「確認基準日」という。）において、債務の不履行があり、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続の開始決定がなされていない者であること。

エ 確認基準日において、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

オ 確認基準日前2年以内に、銀行取引停止処分を受けた者でないこと。ただし、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てを行った者が、更生計画の開始決定又は再生計画の開始決定を受けた後、再度の競争入札参加資格申請を行い、競争入札参加資格の再認定を受けたときを除く。

カ 病院事業庁が本件事業について、金融、法務、技術等に関する検討を委託するアドバイザリー契約を締結している企業又はこれらと資本面若しくは人事面において関連がない者であること。

(ア) アドバイザリー業務に関与している者の発行済み株式数の50%を超える株式を有している者又はその出資総額の50%を越える出資をしている者

(イ) 当該入札参加者の代表権を有する役員がアドバイザリー業務に関与している者の代表権を有する役員を兼ねている者

なお、本件事業に係るアドバイザリー業務に関与している者とは、(株)三菱総合研究所、KPMGヘルスケアジャパン(株)、(株)伊藤喜三郎建築研究所及び渥美総合法律事務所・外国法共同事業をいう。

(3) 応募企業及び応募グループの代表企業に共通の参加資格要件

応募者及び応募グループの代表者は、神奈川県競争入札参加資格者名簿に登録されている者及びその営業を継承したと認められた者であること。

(4) 入札参加資格者名簿への登録手続

神奈川県競争入札参加資格者名簿に登録されていない者で入札に参加しようとする者は、平成 21 年 5 月 1 日（金）までにかがわ電子入札共同システムの資格申請システム（URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>）の W T O の申請メニューにより競争入札参加資格申請手続を行うとともに、同月 7 日（木）までに資格申請に必要な書類を神奈川県入札参加資格申請共同受付窓口（郵便番号 231-0005 横浜市中区本町 2-22 日本生命横浜本町ビル 4 階）へ提出してください。（必着）

問い合わせ先 神奈川県県土整備部建設業課建設業審査班（工事関係）

（電話 045-210-6313（直通））

神奈川県会計局指導課指名担当（工事以外）

（電話 045-210-6721（直通））

(5) 設計業務、建設業務及び解体除却業務に係る要件

設計業務、建設業務及び解体除却業務を実際に担当する者（応募グループの構成員であるか協力企業であるかは問わない。ただし、協力企業の場合は、当該企業が(2)の力の要件を満たすこと。）は、以下の要件を満たしていなければなりません。

ア 設計業務を担当する者及び建設業務を担当する者は以下の実績を有する者であること。

(ア) 300床以上の病床数を有する病院の設計及び建設

(イ) 免震構造の建築物の設計及び建設

イ 設計業務を担当する者は、「建築士法」（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

ウ 建設業務を担当する者は、次の要件を満たしていること。ただし、複数者で施工する場合は、建設業務を担当する者の代表者が基準を満たしていればよいものとする。

(ア) 「建設業法」（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく、土木一式工事及び建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 入札の 1 年 7 月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、土木一式工事及び建築一式工事に係る建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査を受けた者であること。

ただし、複数者で施工する場合は、建設業務を担当する者の代表者が基準を満たしていればよいものとする。

エ 解体除却工事を担当する者は、次の要件を満たしていること。

(ア) 土木一式工事、建築一式工事、又はとび・土工・コンクリート工事の資格を有し、かつ、施工可能な特殊工事として解体を競争入札参加資格者名簿に登録していること。

(イ) 入札日の 1 年 7 月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、土木一式工事、建築一式工事、又はとび・土工・コンクリート工事に関わる建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査を受けた者であること。

(6) 入札参加に当たっての留意事項

応募企業及び応募グループの各構成員のいずれかの企業は他の応募グループの一員となることはできません。ただし、維持管理・運營業務等の業務のうち、業者数が限定され、重複せ

ざるを得ないものなど特殊な業務については、応募グループの構成員となった企業が同時に他の応募グループにおける当該業務の協力企業又は再委託先（再委託先とは、応募企業、応募グループ構成員又は協力企業以外の者で、本件事業の業務に携わる者をいう。ただし、融資企業等を除く。）となることは可能とします。

なお、自らが参加した応募グループが落札者として選定されなかった場合には、病院事業庁がPFI事業者と特定事業契約を締結後、PFI事業者に協力することができます。

4 入札参加手続

(1) 入札説明書に関する事項

ア 入札説明書の閲覧

- (ア) 閲覧期間 平成21年4月10日（金）～平成21年5月15日（金）
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- (イ) 閲覧時間 9時～12時及び13時15分～17時
- (ウ) 閲覧場所 神奈川県病院事業庁病院局県立病院課（横浜市中区日本大通1）
神奈川県立がんセンター総合整備推進室（横浜市旭区中尾1-1-2）

イ 入札説明会

- (ア) 日 時 平成21年4月22日（水）13時30分～15時00分
- (イ) 場 所 神奈川県立がんセンター 講堂棟（横浜市旭区中尾1-1-2）
（電話 045-391-5761（代表））
- (ウ) 申込期日 平成21年4月17日（金） 17時まで（必着）
- (エ) 申込方法 「入札説明会参加申込書」（付属資料様式1）に必要事項を記入の上、Eメールにより神奈川県病院事業庁病院局県立病院課企画・整備班あてに申し込んでください。（電話又はFAXでの申し込みは不可とします。）

(カ) 注意事項

- a 説明会当日は、本件入札説明書等は配布しないので、病院事業庁のホームページからダウンロードして持参してください。
- b 事前に申し込まずに、当日来場しても説明会には参加できません。
- c 説明会場の収容人数に制限があるため、申し込みの状況によっては1社当たりの参加人数を制限するか、説明会を2回に分けて実施することもあります。

(キ) 説明会会場への交通

相模鉄道「二俣川駅」から相鉄バス「運転試験場循環」乗車で「運転試験場」下車（所要約5分）

相模鉄道「二俣川駅」からは徒歩で15分程度。

なお、駐車スペースがないため、車での来場はできません。

ウ 関係資料の配布

新病院建設予定地計画敷地測量図のCADデータの配布を行います。（詳細は付属資料8「神奈川県立がんセンター特定事業に係る資料配布について」を参照してください。）

- (ア) 日 時 平成 21 年 4 月 22 日 (水) 上記 4 (1) イの入札説明会の受付時に配布
(イ) 場 所 神奈川県立がんセンター 講堂棟 (横浜市旭区中尾 1-1-2)
(電話 045-391-5761 (代表))

エ 質問及び回答

本件入札説明書に記載している内容に対する質問事項がある場合は、質疑応答を以下のとおり行います。なお、本件入札説明書の内容は変更しません。

- (ア) 質問の方法 添付資料一覧に記載する資料ごとに質問の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書」(付属資料様式 2) に記入し提出してください。
(質問内容と様式が一致するよう留意のこと。)
- (イ) 受付期間 平成 21 年 4 月 28 日 (火) ~ 4 月 30 日 (木) 17 時まで
- (ウ) 提出方法 Eメールにより提出してください。
- (エ) 提出先 神奈川県病院事業庁病院局県立病院課企画・整備班
- (オ) 回 答 平成 21 年 5 月 29 日 (金) から病院事業庁のホームページに登載するとともに、回答書を閲覧に供します。
- a 閲覧日 平成 21 年 5 月 29 日 (金) ~ 平成 21 年 6 月 30 日 (火)
(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)
- b 閲覧時間 9 時から 12 時まで及び 13 時 15 分から 17 時まで
- c 閲覧場所 神奈川県病院事業庁病院局県立病院課 (横浜市中区日本大通 1)
神奈川県立がんセンター総合整備推進室 (横浜市旭区中尾 1-1-2)
- (カ) その他 再質問については認められません。(参加者別対話において実施します。)

(2) 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、本件入札に参加することを表明し、3 に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有することを証明するため、以下のとおり参加表明書、一般競争入札参加資格申請書及び資格確認資料(以下「参加表明書等」という。)を提出し入札参加資格の確認を受けることを要します。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者及び入札参加資格がないとされた者は本件入札に参加することはできません。

ア 参加表明書等の受付日、場所及び方法

- (ア) 受付日 平成 21 年 6 月 3 日 (水)
9 時から 12 時まで及び 13 時 15 分から 17 時まで (厳守)
- (イ) 受付場所 神奈川県庁 本庁舎 2 階 226 会議室
- (ウ) 提出方法 参加表明書等の提出は、受付場所へ持参することにより行うものとし、
郵送、FAX 又は Eメールによる提出は認められません。
- (エ) 入札参加資格の確認基準日 平成 21 年 6 月 4 日 (木)
- イ 参加表明書等は、別添「神奈川県立がんセンター特定事業 様式集及び記載要領」
(以下「様式集」という。)に定めるところに従い作成してください。

ウ 資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果通知は、参加表明書等を提出した者に対して、書面により平成 21 年 6 月 10 日（水）までに発送します。

エ 入札参加資格がないとされた場合の扱い

入札参加資格の確認により、入札参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求められます。

- (ア) 提出日時 平成 21 年 6 月 15 日（月）～6 月 16 日（火）
9 時から 12 時まで及び 13 時 15 分から 17 時まで（厳守）
- (イ) 提出方法 説明要求の書面（様式自由）を持参してください。郵送、FAX 及び E メールによる提出は認められません。
- (ウ) 提出場所 神奈川県病院事業庁病院局県立病院課企画・整備班

説明要求があった場合は、平成 21 年 6 月 30 日（火）までに回答します。

オ 入札参加資格確認後は、応募企業、応募グループの各構成員又は PFI 事業者から設計業務、建設業務又は解体除却業務を直接受託する協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めません。

ただし、やむを得ない事情（指名停止等に該当する場合を除く。）が生じ、代表企業以外の応募グループの各構成員又は協力企業を入札書提出日までに変更又は追加しようとする者にあつては、入札日の 7 日前まで病院事業庁と協議を行い、病院事業庁の承諾を得るとともに、変更又は追加後において 3 に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有することを証明できる場合に限り、代表企業以外の応募グループの各構成員又は協力企業を変更及び追加並びに携わる予定業務の変更をすることができます。

なお、この場合においては、速やかに変更後の該当様式を提出してください。

カ 入札参加を辞退する場合

参加表明以後、応募者が入札（提案書の提出）を辞退する場合は、入札辞退届（第 7 号様式）を平成 21 年 9 月 25 日（金）までに神奈川県病院事業庁病院局県立病院課企画・整備班あてに提出してください。

キ 入札参加資格を有するとの確認を受けた者が、入札日において、3 の(2)で定める要件のひとつでも満たさない場合（以下「指名停止等に該当する場合」という。）は、入札に参加することはできません。

なお、入札日以降落札者の決定日までに、入札を行った者が、指名停止等に該当する場合には、当該入札参加者は失格とします。

ク その他

- (ア) 参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (イ) 病院事業庁は、提出された参加表明書等を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- (ウ) オただし書に該当する場合を除き、提出期限経過後における参加表明書等の差し替え及び再提出は認めません。

5 参加者別対話及び病院見学会

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は以下のとおり参加者別対話等を行うことができます。

(1) 参加者別対話

ア 申込受付日、場所及び方法

参加表明書等の提出時にあわせて提出してください。

イ 実施期間 入札参加資格確認後から3回を上限に実施します。なお、実施日は原則として申込者の希望日とします。

なお、詳細は付属資料4「参加者別対話及び病院見学会実施要綱」によるものとします。

(2) 病院見学会

ア 申込受付日、場所及び方法

参加表明書等の提出時にあわせて提出してください。

イ 実施期間 入札参加資格確認後から2回を上限に実施します。なお、実施日は原則として申込者の希望日とします。

なお、詳細は付属資料4「参加者別対話及び病院見学会実施要綱」によるものとします。

(3) 既公表資料等の貸出

ア 申込受付日、場所及び方法

参加表明書等の提出時にあわせて提出してください。

イ 貸出期間 提案書提出時まで返却してください。

なお、詳細は付属資料4「参加者別対話及び病院見学会実施要綱」によるものとします。

6 入札方法等

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、入札書及び本件事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「入札書類」という。）を次により提出してください。

(1) 入札書類の提出（入札書類を持参する場合）

ア 日 時 平成21年9月28日（月） 10時～14時

イ 場 所 神奈川県庁 新庁舎地下1階 01B会議室

なお、入札書類のうち本件事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「提案資料」という。）については、様式集及び記載要領に定められた部数を提出してください。（郵送の場合も同じ。）

(2) 入札書類を郵送する場合

ア 日 時 平成21年9月25日（金）（必着）

イ 送付先 〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県病院事業庁病院局県立病院課企画・整備班あて

※ 「神奈川県立がんセンター特定事業入札書類在中」と朱書きの上、郵便書留により送付してください。

(3) 入札に当たっての留意事項

ア 本件入札説明書の承諾

入札参加者は、本件入札説明書の記載内容を承諾の上、入札してください。

イ 費用負担

入札書類の作成及び提出等本件入札に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とします。

ウ 入札書類の提出方法

入札書類は、様式集に定めるところにより作成し入札公告に示した時刻までに持参又は郵送（郵便書留に限る。）してください。なお、入札書は封かんの上提出してください。

入札書類の提出に当たっては、4(2)ウに定める入札参加資格の確認結果通知書の写しを持参しなければなりません。郵送による入札の場合も、当該写しを入札書類に同封してください。

エ 入札代理人等

入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を様式集に定めるところにより作成し、提出場所に持参しなければなりません。ただし、郵送による入札の場合は、ウと同様に委任状（開札に立会う者の委任状）を入札書類に同封してください。

なお、入札時には身分を証明できるもの（運転免許証等）を持参してください。

オ 入札の辞退

入札参加資格の確認を受けた入札参加者が、(1)アの入札書類の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、辞退したものとみなします。

カ 公正な入札の確保

入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはなりません。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該入札参加者を参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取り止めることがあります。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがあります。

キ 入札価格の記載等

(ア) サービス購入料の総額

病院事業庁は本件事業のサービス購入料の支払総額について 67,277 百万円を目安に予定価格を設定します。

この「サービス購入料の総額」は、入札予定価格の目安となる価格であり、消費税及び地方消費税並びに物価変動率を含みません。なお、病院事業庁の算定根拠は公表しません。

参考価格の内訳

項目	金額	備考
①施設整備費	30,391 百万円	割賦払いに伴う支払利息を含む
うち医療機器等調達費	1,676 百万円	
②維持管理・運営費	31,895 百万円	法人税、配当等 S P C の運営に必要な経費を含む
③その他	4,991 百万円	サービス購入料 4 及び 5 に相当するもの
合計 (①+②+③)	67,277 百万円	

(イ) 入札価格の記載

入札価格の算定については様式集の第 40-7 号様式を参照してください。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額から病院施設整備費（元金相当額）に係る支払利息を控除した金額の 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額としますので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から病院施設整備費（元金相当額）に係る支払利息を控除した金額の 105 分の 100 に相当する金額に病院施設整備費（元金相当額）に係る支払利息を加算した金額を入札書に記載することを要します。

具体的には、様式集の第 40-7 号様式中「病院事業庁が支払うサービス購入料」の行の合計額（20 年 5 か月分）を記載してください。この際の計算の前提となる金利水準は、基準金利 0.958%（東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表された平成 21 年 3 月 31 日の TSR6 ヶ月 LIBOR ベース 5 年物（円-円）金利スワップレートの中値）に、第 40-4 号様式で提案したスプレッドを加えたものとし、物価変動率は見込まないものとします。

ク 入札執行回数

1 回とします。

ケ 本件事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

(ア) 著作権

病院事業庁が提示した参考図書等の著作権は病院事業庁に帰属します。また、本件事業に関する提案資料の著作権は入札参加者に帰属します。なお、本件事業の公表その他病院事業庁が必要と認めるときは、病院事業庁は提案資料の全部又は一部を使用できるものとします。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案資料については、本件事業の公表以外に使用せず落札者決定後、一式を除いて返却します。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて

保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負ってください。

(ウ) 病院事業庁からの提示資料の取扱い

病院事業庁が提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできません。

(エ) 複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができません。

(オ) 入札書類の変更禁止

入札書類の変更はできません。ただし、提案資料における誤字等の修正についてはこの限りではありません。

コ 使用言語、単位及び時刻

本件入札に関して使用する言語は日本語、単位は「計量法」(昭和26年法律第207号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。

サ 入札保証金及び契約保証金

(ア) 入札保証金

入札保証金は免除します。

(イ) 契約保証金

P F I 事業者は、契約の履行を確保するため、以下のいずれかの方法をとることとします。

a 契約保証金を納付する場合

契約保証金(病院施設等整備費(本件工事費等相当額)の100分の10に相当する金額以上の金額)を納付します。なお、契約保証金は、本件工事期間中(特定事業契約締結日から病院施設等の引渡日までをいう。)返還しません。また、利息等の付与も行いません。

b 契約保証金の納付に代える場合

次のいずれかの方法により、本件工事費等相当額の100分の10に相当する金額以上の金額(証券の場合は額面金額)を、本件工事期間中、提供・保証することとします。

- ・神奈川県債証券の提供
- ・国債証券の提供
- ・政府保証のある債券の提供
- ・銀行が振り出し又は支払保証をした小切手の提供
- ・銀行又は神奈川県病院事業管理者が確実と認める金融機関による保証書の提供

c 契約保証金を免除する場合

(a) 代表企業及びP F I 事業者の株主のうち病院事業庁が適当と認めるものによる保証

この場合、P F I 事業者は、特定事業契約書別紙11に記載する様式に従い病院事業庁の承認する内容の保証契約の差し入れを病院事業庁に対して事前に確認し、特定

事業契約締結時に保証人をして当該保証契約を締結させるものとします。

(b) 履行保証保険の付保

この場合、病院事業庁又はPFI事業者を被保険者とし、保険期間は本件工事期間中（契約締結日から病院施設等の引渡日までをいいます。維持管理・運営期間中においては、履行保証保険を付保する必要はないものとします。）、補償限度額は本件工事費等相当額の100分の10に相当する額とする履行保証保険を付保するものとします。

なお、PFI事業者を被保険者とする履行保証保険を付保する場合は、保険金請求権に、特定事業契約に定める違約金支払債権を被担保債権とする質権を病院事業庁のために設定することを条件とします。

7 開札

- (1) 日 時 平成21年9月28日（月） 15時（受付開始14時30分）
- (2) 場 所 神奈川県庁 新庁舎地下1階 01B会議室
- (3) その他 入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければなりません。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとします。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札（4(2)キ参照のこと）
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 参加表明書等に記載された応募グループの代表企業以外の者のした入札
- (4) 参加表明書等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者のした入札
- (5) 記名押印のない入札書による入札又は入札事項を表示しない入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札
- (7) 同一事項に対し2通以上した入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定方法等

本件入札は、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者の提案を総合評価の審査対象とし、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札方式により行います。

(1) 落札者の決定方法

ア 審査会

学識経験者等及び県職員で構成する「神奈川県PFI事業者選定審査会」（平成12年7月設置。以下「審査会」という。）において、入札参加者の提案資料の内容が業務要求水準書

のすべてを満たしていることを確認（基礎審査）し、入札参加者の提案内容のうち病院事業庁が特に重視する項目について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加点を行い、提案ごとに得点を付します。（定量化審査）（詳細は別添資料3「神奈川県立がんセンター特定事業 落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）を参照のこと。）

[審査会の構成]

委員長	山内 弘隆（一橋大学大学院商学研究科教授）
副委員長	光多 長温（鳥取大学地域学部特任教授）
委員	星野 芳久（関東学院大学名誉教授）
	齊藤 壽一（社会保険中央総合病院名誉院長）
	北村 明（神奈川県総務部副部長）
	籾 健夫（神奈川県県土整備部次長（建築技術担当））
	田辺 政和（神奈川県病院事業庁病院局長）

イ 総合評価

落札者決定基準に定める方法により価格を点数化したものと、ア記載の方法により提案ごとに付した得点の合計が最も高い提案を優秀提案とします。

(2) 審査事項

落札者決定基準を参照してください。

(3) 提案に対するヒアリングの実施

提案審査に当たって、提案内容の確認のために病院事業庁が必要と判断した場合にはヒアリングを実施します。なお、ヒアリングを実施する場合には、実施日時及び場所を後日連絡します。

ヒアリングに当たっては、統括マネージャーの候補者が決定している場合は、候補者の参加をお願いします。

(4) 落札者の決定

病院事業庁は、原則として、審査会により選定された優秀提案を行った入札参加者を落札者として決定します。

(5) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、入札参加者に文書で通知するとともに審査結果及び審査の講評と併せて病院事業庁ホームページへの掲載その他の方法により公表します。なお、電話等による問合せには応じません。

なお、PFI法第8条に規定する客観的評価については落札者と基本協定書を締結した後に公表します。

10 基本協定の締結

落札者は、病院事業庁と速やかに別添資料5「神奈川県立がんセンター特定事業基本協定書(案)」に基づき基本協定を締結しなければなりません。

1.1 特別目的会社の設立

落札者又は落札者たるグループの構成員（以下「落札者等」という。）は、本件事業を実施するために出資し、特定事業契約締結時までに「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として特別目的会社（P F I 事業者）を設立し、本店所在地を神奈川県内に置かなければなりません。

特別目的会社への出資条件は、次のとおりとします。

- (1) 応募グループで入札に参加する場合は、代表企業を含むグループ構成員で特別目的会社の過半数の株式を保持するよう、特別目的会社への出資を行ってください。ただし、構成員全員の出資は要しません。
- (2) 代表企業は必ず特別目的会社への出資を行うものとします。
- (3) グループ構成員以外の者が特別目的会社に出資することは妨げません。
- (4) 特別目的会社の資本及び役員構成については、原則として制限は設けません。

1.2 特定事業契約の締結

P F I 事業者は、特定事業契約締結までに 6 (3) サ(イ)に記載の契約保証金の納付（履行保証保険の付保により、契約保証金の免除が認められた場合には、特定事業契約締結日までに当該履行保証保険に加入しなければならない。）等をし、病院事業庁を相手方として、特定事業契約書により特定事業契約を締結しなければなりません。なお、本件事業については、特定事業契約締結のための神奈川県議会の議決を要しません。

(1) 特定事業契約書の内容変更

P F I 事業者との契約に際し、特定事業契約書の内容変更は行いません。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能です。

なお、契約金額中、病院施設等整備費（元金相当額）の支払利息について、契約締結後、基準金利の改定により支払利息の変更があった場合及び病院施設等整備費について物価変動に伴う改定があった場合はその都度、維持管理・運営費の単価については単価改定ごとに、それぞれ契約変更を行うものとします。

(2) 特定事業契約に係る契約書作成費用

特定事業契約書の検討に係る P F I 事業者側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用（病院事業庁の弁護士費用は除く。）は、事業者の負担とします。

(3) P F I 事業者の特定事業契約上の地位

病院事業庁の事前の承諾がある場合を除き、P F I 事業者は特定事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはなりません。

1.3 その他

- (1) 入札参加者は、本件入札説明書を熟読し、かつ、遵守してください。
- (2) 本件入札説明書に定めるもののほか、入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知します。

- (3) 入札参加者、落札者及びPFI事業者は、次のとおり病院事業庁が定める日までに、本件事業に係る協力企業及び再委託先を、病院事業庁に通知するものとします。

第1回目 入札書類の提出日

第2回目 落札者の決定後

第3回目 事業開始前（原則として21日前）

また、事業開始後に協力企業等の追加・変更が生じた場合は、PFI事業者は病院事業庁に対し、その旨を随時通知するものとします。なお、第1回目及び第2回目については、想定される協力企業等でも差し支えありませんが、第3回目においては、実際に業務を行う協力企業等とする必要があります。

- (4) 事務を担当する所属（問い合わせ先）

本件事業に関する問い合わせ先は、次のとおりとします。

神奈川県病院事業庁病院局県立病院課企画・整備班

電 話 045-210-1111（代表）（内線6844～6845）

045-210-6844（直通）

FAX 045-210-8865

住 所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1

Eメール kenbyo-pfi@pref.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kenbyo/index.htm>

第4章 契約条件等

1 金融機関との協議

病院事業庁は、資金調達上の必要があれば、一定の重要事項（特定事業契約書附則第2条に定める事項）について、PFI事業者に資金を提供する金融機関（融資団を含む。）と協議することがあります。

2 債権の取扱い

(1) 病院事業庁からのサービス購入料の支払

病院事業庁はPFI事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、PFI事業者が病院事業庁に対して有する支払請求権（債権）は一体不可分とします。なお、実際に病院事業庁からPFI事業者を支払うサービス購入料については、損益計算書勘定に係る取引分と資産勘定に係る取引分に分け、さらに、損益計算書勘定に係る取引分のうち利子については別途区分して支払います。

(2) 第三者による代理受領

受領委任により、PFI事業者以外の者にサービス購入料の支払を希望する場合は、適法な委任状を病院事業庁に提出し、病院事業庁の承諾を得ることを要します。なお、この場合においても、サービス購入料を分割し、複数の者に支払うことはできません。

(3) 債権の譲渡

P F I 事業者が債権を譲渡する場合には、病院事業庁の承諾を得る必要があります。

(4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

P F I 事業者が病院事業庁に対して有する債権に対し質権を設定する場合及びこれを担保提供する場合には、事前に病院事業庁の承諾を得る必要があります。(病院事業庁の事業実施に影響が生じると合理的に判断される場合は承諾しません。)

3 建物等への抵当権等の設定

本件事業で P F I 事業者が整備する病院施設等について抵当権、質権その他の担保権、制限物権を設定することはできません。

4 県債（病院事業債）の導入について

本件事業の実施に当たっては、その施設整備費相当分に対して県債（病院事業債）での資金調達を行う可能性があります。県債の導入が決定した際には、速やかにその導入金額、導入の時期及び導入に伴うサービス購入料の支払方法等についてお知らせします。

なお、県債の導入の可否は、P F I 事業者と金融機関との融資契約締結前までの早い時期には決定する予定ですので、県債の導入により金融機関との間で違約金等が発生しないよう御対応願います。また、P F I 事業者と金融機関との融資契約締結以後に県債を導入する場合には落札者及び金融機関と協議をさせていただきますが、県債の導入により金融機関と P F I 事業者との間で違約金等が発生するときはその合理的増加費用は病院事業庁が負担します。

なお、県債が導入されることとなった場合でも、平成 22 年 2 月に締結を予定している特定事業契約書の契約金額は県債導入を前提としない提案価格で締結し、その後に契約変更の手続を行います。

5 病院事業庁の地方独立行政法人移行について

病院事業庁は平成 22 年 4 月に地方独立行政法人神奈川県立病院機構に移行します。それに伴い、病院事業庁と P F I 事業者が締結した特定事業契約に係る債権債務は地方独立行政法人に承継されることとなり、特定事業契約は契約変更により地方独立行政法人と P F I 事業者の契約となります。

詳細は、付属資料 5 「病院事業庁の地方独立行政法人移行について」をご覧ください。

6 重粒子線治療装置の整備について

本件事業の建設用地内に本件事業とは別の事業として重粒子線治療装置を整備する予定です。本件事業の建設工事期間も重複することになるため、工事の実施に当たっては調整が必要となります。

詳細は、付属資料 6 「本件事業と重粒子線治療施設の整備における工事区分について」及び業務要求水準書参考資料 1 6 「重粒子線治療装置整備基本構想」をご覧ください。

第5章 特定事業契約締結後

本章では、特定事業契約後の業務等について、その概要を記載します。P F I 事業者は、特定事業契約の諸条件に則って、提案内容を実現するため誠実に業務を遂行してください。詳細は、特定事業契約書及び業務要求水準書等を参照してください。

1 グループ構成員の役割

応募グループの各構成員は、グループ内で各自が担うべき業務を明確にした上で、各業務を遂行してください。なお、代表企業は病院事業庁と契約関係諸手続を行うとともに病院事業庁との対応窓口となるものとします。また、グループ構成員であるか協力企業であるかを問わず参加資格確認申請時に設計業務及び建設業務を実際に担当する者として申請した者の変更は認められません。

また、特定事業契約締結後は、各業務を実際に担当する者を病院事業庁が把握する必要があることから、P F I 事業者は業務遂行体制台帳（仮称）を提出して頂きます。（詳細は、関係者協議会で定めます。）

2 P F I 事業者の行う業務及びそれに対するモニタリング等

病院事業庁は、本件事業の実施状況のモニタリング等を以下のとおり行います。また、病院事業庁は、原則としてP F I 事業者に対して連絡等を行いますが、必要に応じて病院事業庁と建設業務を担当した者等との間で直接連絡調整を行う場合があります。この場合において病院事業庁と建設業務を担当した者等との間で直接連絡調整を行った事項についてはP F I 事業者は報告します。

なお、詳細は付属資料2「モニタリングの実施によるサービス購入料の減額及びボーナスポイントの付与」を参照してください。

(1) 設計・建設状況の確認等

ア 病院施設

(ア) 設計完了時（基本・実施設計）

P F I 事業者は、病院事業庁に対して定期的に状況の報告を行うとともに、設計完了時に次の図書を病院事業庁に提出し、確認を受ける必要があります。

各種工事設計図書一式、官庁打合せ議事録、透視図、工事内訳書、その他必要書類等

- * 工事内訳書は、建築工事内訳書標準書式（建築積算研究会制定）に従って細目まで作成してください。数量は、建築数量積算基準解説（建築積算研究会制定）に従って積算してください。

なお、P F I 事業者は、病院事業庁の承諾を得た場合を除き、設計図書の変更を行うことができません。

(イ) 各種許認可申請時

P F I 事業者は、建築基準法等関係法令に基づく許可申請書類等を作成し、各法令所管

官公庁に申請を行うとともに、病院事業庁に各種許認可申請書の写しを添付の上、事前説明及び事後説明を行ってください。

(ウ) 工事施工時

P F I 事業者は、建築基準法第 2 条第 11 号に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、工事監理者に工事監理の状況を病院事業庁に毎月報告させる必要があります。また、P F I 事業者は、病院事業庁が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告での施工状況の説明を行う必要があります。

なお、工事中の安全対策、近隣対策等は事業者において十分に行う必要があります。

(エ) 工事完成時（完工確認）

P F I 事業者は、施工記録を整備し、次の図書を病院事業庁に提出して、建設現場で病院事業庁の確認を受けてください。

- a 監理請負契約上の書類一式
- b 工事請負契約上の書類一式
- c 完成図書一式
- d 保全に関する資料一式
- e 完成写真一式
- f その他必要と認める資料一式

イ 旧がんセンター解体除却

P F I 事業者において実施する旧がんセンター解体除却業務については、上記ア病院施設と同様の取扱いとします。

また、地中埋設物（躯体、杭等）についての位置図等を作成し、提出してください。

(2) 維持管理・運営期間中のモニタリング等

具体的なモニタリング方法は、特定事業契約締結後に P F I 事業者と協議の上で定めます。

なお、モニタリングに要する費用は、P F I 事業者側に発生する費用を除き、病院事業庁の負担とします。

3 サービス購入料の支払手続

P F I 事業者は、月ごとに特定事業契約書第 55 条に規定する業務報告書を病院事業庁に提出し、病院事業庁のモニタリングによる確認の後、速やかに病院事業庁に請求書を送付する必要があります。

病院事業庁は P F I 事業者から請求書を受け取った後、特定事業契約書に定める日までに支払を行います。

4 P F I 事業者が調達する医療機器の仕様変更

P F I 事業者は業務要求水準書に定められた医療機器を自らの提案に基づいて調達することになりますが、医療機器の技術進歩等の事情により病院事業庁が必要と認めた場合には、P F I 事業者に対して調達する医療機器の仕様変更に関する申出を行う場合があります。申出があった

場合においては病院事業庁とPFI事業者との間で協議を行います。

なお、詳細は付属資料3「医療機器変更協議実施要綱」を参照してください。

付属資料一覧

- 付属資料1 病院事業庁が事業者を支払うサービス購入料について
- 付属資料2 モニタリングの実施によるサービス購入料の減額及びボーナスポイントの付与
- 付属資料3 医療機器変更協議実施要綱
- 付属資料4 参加者別対話及び病院見学会実施要綱
- 付属資料5 病院事業庁の地方独立行政法人移行について
- 付属資料6 本件事業と重粒子治療施設の整備における工事区分等について
- 付属資料7 利便施設運營業務に係る施設使用料等について
- 付属資料8 神奈川県立がんセンター特定事業に係る資料配布について

- 付属資料様式1 入札説明会参加申込書
- 付属資料様式2 入札説明書等に関する質問書

別添資料一覧

- 資料1 神奈川県立がんセンター特定事業契約書(案)
- 資料2 神奈川県立がんセンター特定事業 業務要求水準書
- 資料3 神奈川県立がんセンター特定事業 落札者決定基準
- 資料4 神奈川県立がんセンター特定事業 様式集及び記載要領
- 資料5 神奈川県立がんセンター特定事業 基本協定書(案)
- 資料6 神奈川県立がんセンター特定事業 覚書(案)及び関係者協議会の設置及び運営に関する要綱(案)
- 資料7 意見招請の結果一覧
- 資料8 実施方針等公表時からの変更点
- 資料9 特定事業契約書の一部変更等に関する契約書(案)
- 資料10 重粒子線治療施設に関する覚書(案)(特定事業契約書第65条第2項関係)

病院事業庁が事業者を支払うサービス購入料について

病院事業庁は神奈川県立がんセンター特定事業に係るサービスの対価（以下「サービス購入料」という。）を施設の運営開始後20年5か月間にわたり、毎月の245回払いで支払う（ただし、サービス購入料1の支払回数は提案により異なる。）。以下に、サービス購入料の内容及び改定の方法を示す。

1 サービス購入料の算定

(1) サービス購入料の考え方

ア サービス及びサービス購入料の一体不可分性

本事業はPFI事業であり、入札説明書に定める業務範囲にかかる全てのサービスを事業者の責任で一体として提供するものであるため、病院事業庁は提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価も一体として20年5か月間にわたり支払うものとする。

なお、各年度の支払は事業者の費用発生に合わせて支払うことを原則とし、各年度の支払額は提案に基づき特定事業契約書に定められた額とする。また、物価変動及び金利の変動による支払額の改定は別途加味する。

イ 事業者の債務及び債権（支払請求権）の一体不可分性

本事業では、事業者の債務（サービスの提供）が一体不可分であるため、病院事業庁に対する債権（支払請求権）も一体不可分のものとみなす。事業者の会計上の処理については、関連法令に従い処理すること。

(2) サービス購入料の改定について

ア 建設期間中

建設期間中の建設費の物価変動リスクは主として病院事業庁が負うものとし、「2 建設費用の物価変動に伴う改定」に示す方法に従い建設費の改定を行う。

イ 維持管理・運営期間

維持管理・運営期間中のサービス購入料については、金利リスクは双方が、物価変動リスクは主として病院事業庁が負うものとし、これを踏まえ、「3 サービス購入料の改定」に示す方法に従いサービス購入料の改定を行う。

(3) サービス購入料の構成

サービス購入料を構成する要素は以下のとおり。

分類	業務要求水準書に記載の業務	内容	備考
サービス購入料1	①設計業務・建設業務 ②医療機器・備品等調達業務	病院事業庁の所有となる病院施設等の整備に要する費用（設計・建設・工事監理） 病院事業庁の所有となる医療機器・備品等の調達に要する費用 その他病院施設等の整備に関する初期投資と認められる費用	②の医療機器・備品等調達業務で調達する医療機器・備品等は開業当初に調達する医療機器・備品等に限られ、事業期間中の医療機器・備品等の更新費用は含まない。
サービス購入料2	①統括マネジメント業務 ②メディカルアシスタント業務 ③物流管理運営業務 （リネン・滅菌物管理を除く） ④清掃・廃棄物処理業務 ⑤植栽管理・外構清掃業務 ⑥保安警備業務 ⑦電話交換・館内放送業務 ⑧院内保育施設運営業務 ⑨施設設備保守管理業務 （大規模修繕を除く） ⑩医療機器保守点検業務	病院施設等の維持管理・運営費用（左記業務の実施に要する人件費、材料費、経費等）	⑩の医療機器保守点検業務は開業から平成32年3月までを原則とし、その後更新した医療機器の保守点検はメーカー等と別途契約する。また、平成32年4月も引続き同一の医療機器を使用する場合の保守点検料金は事業者との協議により決定か、病院事業庁が独自に契約相手方を選定し決定する。 サービス購入料2は固定費として支払う。
サービス購入料3	①物流管理運営業務 （リネン・滅菌物管理） ②検体検査業務 ③患者給食提供業務	病院施設等の維持管理・運営費用（左記業務の実施に要する人件費、材料費、経費等）	サービス購入料3は固定費＋変動費により支払う。
サービス購入料4	①開業準備業務 ②旧がんセンター解体除却業務 ③最終引渡しの敷地での駐車場等整備業務	開業準備費用（リハーサル等） 解体工事費（事前事後の周辺家屋調査等を含む） 駐車場及び外構工事	②旧がんセンター解体除却業務には土壤調査費は含まない。
サービス購入料5	①施設設備保守管理業務 （大規模修繕）	長期修繕計画に基づき実施される大規模修繕費用	

(4) 支払方法

ア 支払時期

サービス購入料は施設の運営開始後20年5か月間で支払う。病院事業庁はサービス購入料を下記の表に従い毎月支払うものとし、事業者から提出される月報及び病院事業庁によるモニタリング結果を踏まえ事業者から請求書の提出を受けて支払うものとする。

ただし、サービス購入料4及びサービス購入料5については、当該業務完了後、病院事業庁の確認を受けた後に当該業務相当分について病院事業庁が一括で支払うこととする。

	支払対象期間	支払日（銀行営業日でない場合は翌営業日）
第1四半期	4月1日～4月30日	5月31日
	5月1日～5月31日	6月30日
	6月1日～6月30日	7月31日
第2四半期	7月1日～7月31日	8月31日
	8月1日～8月31日	9月30日
	9月1日～9月30日	10月31日
第3四半期	10月1日～10月31日	11月30日
	11月1日～11月30日	12月28日
	12月1日～12月31日	1月31日
第4四半期	1月1日～1月31日	2月28日 ※
	2月1日～2月28日 ※	3月31日
	3月1日～3月31日	4月30日

※閏年の場合は29日とする。

イ 各費用毎の支払方法

(ア) サービス購入料1

建設及び医療機器調達等の整備費の割賦代金及びこれにかかる支払利息については、病院事業庁は運営開始から事業終了までの20年5か月間にわたり元利均等払で行い、計算方法は次のとおりとする。各年の支払い金額は各欄の5分の1とする。

I 期 ※	平成25年11月 ～平成31年3月	【（元金の4分の1の金額）を5年5か月間で元利均等返済する額】 ＋【（元金の4分の3の金額）に対する利息】
II 期	平成31年度 ～平成35年度	【（元金の4分の1の金額）を5年間で元利均等返済する額】 ＋【（元金の4分の2の金額）に対する利息】
III 期	平成36年度 ～平成40年度	【（元金の4分の1の金額）を5年間で元利均等返済する額】 ＋【（元金の4分の1の金額）に対する利息】
IV 期	平成41年度 ～平成45年度	【（元金の4分の1の金額）を5年間で元利均等返済する額】

※ なお、I 期の平成25年11月から平成30年3月までの5年5か月間の支払金額は以下のとおり

期 間	期間内の各年度支払金額
平成25年11月～平成26年3月	上表 I 期欄の金額の5/65
平成26年度～平成30年度	上表 I 期欄の金額の12/65

サービス購入料1の支払方法は半年賦、四半期毎の支払若しくは毎月の支払のいずれかの方法によることとし、その方法は事業者の提案に委ねるものとする。

ただし、金利変動に基づき5年毎にサービス購入料1の改定を行う。
（「3 サービス購入料の改定」にその算定方法を示す。）

また、建設期間中の建設費の物価変動リスクは主として病院事業庁が負うものとし、「2 建設費用の物価変動に伴う改定」に示す方法に従い建設費の改定を行う。

なお、病院施設等の建設に係る費用の一部について、県債の発行等により病院事業庁が資金調達を行うこととなった場合、その資金調達相当額分については新病院開業後に事業者に対して一括又は工事着手から完工までの間に工事の進捗に合わせた分割により支払うことがある。

(イ) サービス購入料2

維持管理・運營業務のうちサービス購入料2は、提案書に基づき、提案された毎月の費用を20年5か月間にわたり支払う。

毎月の支払金額はサービス購入料2の年額を12等分した金額とする。

また、維持管理・運營業務に要する費用は、「3 サービス購入料の改定」の算定方法に従い、物価変動によるサービス購入料の改定を行う。

(ウ) サービス購入料3

維持管理・運營業務のうちサービス購入料3は、以下の計算式により算出し、月毎の費用を20年5か月間にわたり支払う。

$$\text{サービス購入料3} = \text{固定費} + \text{変動費} (\text{提案単価} \times \text{数量})$$

区 分	固定費	変動費単価	数 量
① 物流管理等業務 (リネン類)	ベッドメイク担当者等の人件費の月額	洗濯・消毒等を行うリネン類の品目毎の設定単価	洗濯・消毒を行った実数量
① 物流管理等業務 (滅菌物)	院内滅菌担当者の人件費+滅菌に必要な設備費の月額	院外滅菌する鋼製小物の品目毎の設定単価	院外滅菌を行った実数量
② 検体検査業務	検体検査担当者の人件費+検体検査に必要な設備費の月額	検査項目毎の設定単価 (検査用試薬)	検体検査を行った実件数
③ 患者給食提供業務	患者給食提供業務担当者の人件費+患者給食提供に必要な設備費の月額	1食あたりの設定単価 (給食材料)	提供した実給食数

※ 固定費及び変動費単価は提案に委ねる。また、固定費及び変動費については、「3 サービス購入料の改定」の算定方法に従い、物価変動によるサービス購入料の改定を行う。

(エ) サービス購入料4

開業準備業務、旧がんセンター解体除却業務及び最終引渡しの敷地での駐車場等整備業務については、当該業務完了後に病院事業庁が確認を行った上で、当該業務に要する費用を一括で支払う。なお、支払時期は業務の完了の確認を行った日の属する四半期の最終月のサービス購入料と合わせて支払う。

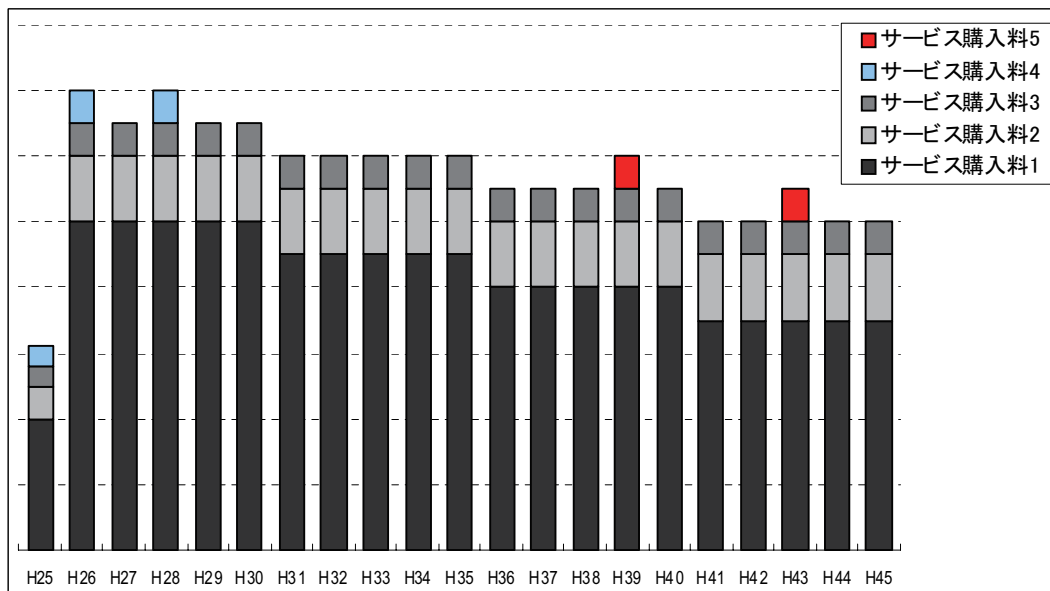
また、開業準備業務、旧がんセンター解体除却業務及び最終引渡し敷地での駐車場等整備業務については、「3 サービス購入料の改定」の算定方法に従い、物価変動によるサービス購入料の改定を行う。また、この場合、改定の基準日は当該業務の着手日とする。

(オ) サービス購入料5

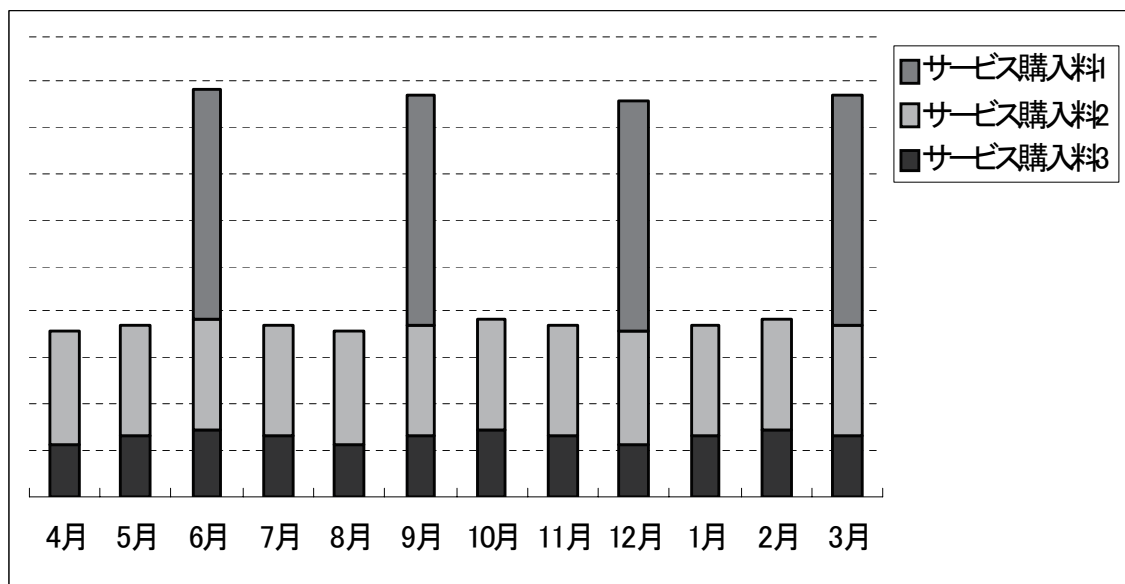
大規模改修に要する費用については、提案された長期修繕計画に基づき提案された金額を一括で支払う。なお、支払時期は業務の完了の確認を行った日の属する四半期の最終月のサービス購入料と合わせて支払う。

また、大規模修繕に要する費用については、「3 サービス購入料の改定」の算定方法に従い、物価変動によるサービス購入料の改定を行う。また、この場合、改定の基準日は当該業務の着手日とする。

(20年5か月間の支払イメージ)



(年間の支払イメージ) サービス購入料1を、四半期毎の支払と仮定した場合



2 建設費用の物価変動に伴う改定

(1) 改定の基本的な考え方

ア 基本的な考え方

従来本県で実施してきたPFI事業においては、原則として建設期間中の金利リスク及び物価変動リスクは事業者の負担とし、これを理由としたサービス購入料の見直しを行っていなかった。しかしながら、本事業が提案書提出から工事完成まで長期間を要すること及び近年建築資材が高騰していること等から物価変動を勘案し、建設業務のうち病院施設等の整備費について見直しを行うこととする。

イ 改定の時期

建設費用の物価変動に伴う改定は設計完了時と建設期間中（工事着手から工事完成2か月前までの期間）に行う。設計完了時には必ず建設費用の物価変動に伴う改定を行い、建設期間中については必要に応じて改定を行うものとする。

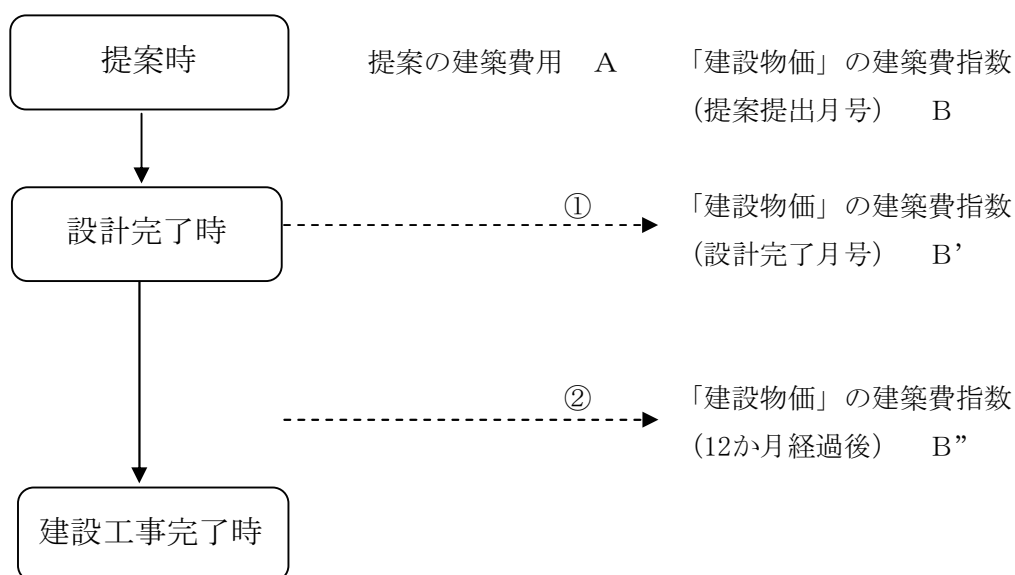
ウ 改定の対象

サービス購入料1のうち病院施設等の整備費を対象とする。ただし、設計費、工事監理費などを除いた、直接工事費及び共通費などの直接工事施工に必要な経費とする（建築工事、電気工事、衛生工事、空調工事、昇降機工事のほか各種工事を含む。）。また、建設期間中に行う改定については、改定日現在の残工事分について適用するものとする。

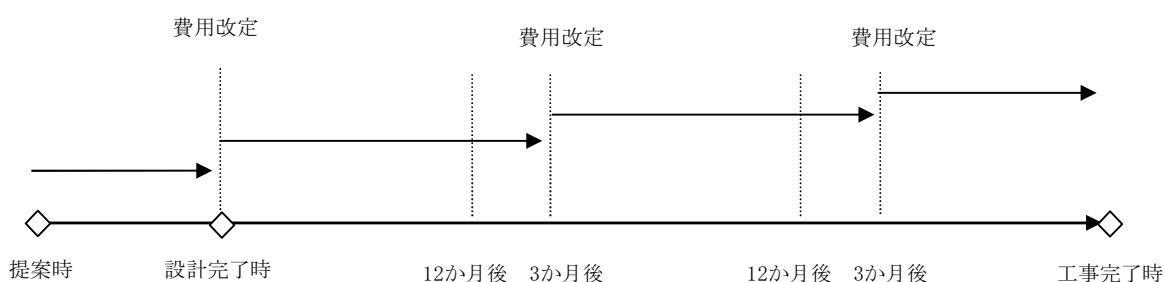
エ 基準となる指標

物価変動の基準となる指標は、「建設物価」（財団法人建設物価調査会発行）の建築費指数における「病院，RC，4,000㎡〔E．P．A．L〕」の工事原価を指標とする。

(2) 具体的な改定方法
改定のイメージ



改定のタイミング



ア 設計完了時

- 「A」＝提案書に記載された建築費
- 「A'」＝設計完了時改定後の建築費
- 「B」＝提案書提出時（月）の建築費指数
- 「B'」＝設計完了時点（月）の建築費指数

- ・金額の見直しについては、「B」と「B'」を比較し必ず改定を行うものとする。
- ・改定後の建設費用「A'」を求めるための計算式は、以下のとおりである。

$$A' = A \times (B' / B)$$

イ 工事着手後

- ・病院事業庁及び事業者は、設計完了後12か月を経過した後から建設完了時までの任意の期間で、改定基準指標から1.5%以上の物価変動が生じた状態が3か月以上継続した場合に、改定することができるものとする。

- 改定基準指標は「B'」とし、変動率は、3か月の変動率の単純平均値とする。
 なお、建設費の改定日は、3か月以上継続したことを病院事業庁が確認した日とし、3か月前に遡及しないこととする。
- 改定に当たっての基本条件は、以下のとおりである。
 「B'」＝設計完了時の建築費指数

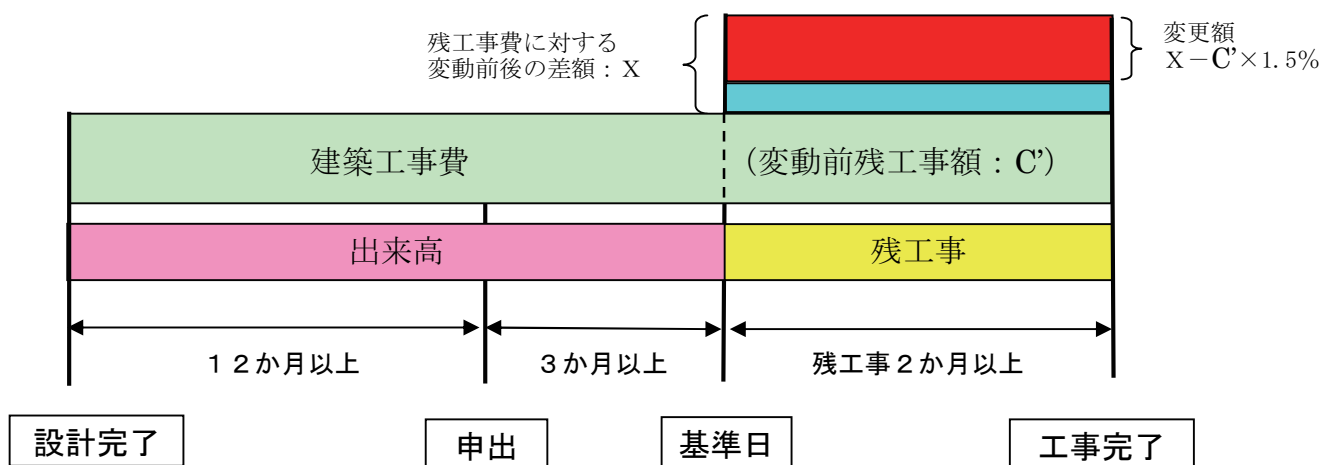
$$「B''」 = (「B1」 + 「B2」 + 「B3」) / 3$$
 ※B1～B3は、3か月以上に渡って変動率が1.5%を超えた際の、各月の指標の値
 「C'」＝改定日における残工事の建築費（「B'」に基づいて計算した値）

$$「C''」 = 建設期間中の改定後の残工事の建築費 = C' \times (B'' / B')$$

$$「X」 = C'' - C'$$

$$「変更額」 = X - C' \times 1.5\%$$
- 変動前残工事額（C'）と変動後残工事額（C''）との差額のうち、変動前残工事額の1.5%を超える額につき改定する。
- 改定後の残工事の建設費用「C''」を求めるための計算式は、以下のとおりである。

$$C'' = C' \times (B'' / B')$$
- 建設費の改定は改定日現在に病院事業庁立会いのもと出来高検査を行い、その残工事について適用する。
- 上記の改定後、さらに12か月を経過後に再度上記の状態となった場合は再度同様の方法で改定することができる。ただし、残工事期間が2か月以上ある場合に限ることとする。なお、改定基準指標は直近の改定時に使用した建築費指数とする。



3 サービス購入料の改定

(1) 改定の基本的な考え方

ア 金利変動に基づく改定

病院施設等整備の割賦代金の支払利息相当分については、金利変動を勘案し、5年ごとに改定する。

イ 物価変動に基づく改定

維持管理・運営期間中のサービス購入料については、物価変動リスクを主として病院事業庁が負うものとし、これを踏まえ、毎年サービス購入料の改定を行う。

(2) 具体的な改定方法

ア 金利変動に基づく改定

(ア) 対象となるサービス

病院施設等整備の割賦代金に相当するサービス購入料について改定を行う。

(イ) 改定方法

改定に当たっては、初年度のサービス購入料及び構成内容を基準に、Ⅱ期、Ⅲ期、Ⅳ期目の4月1日以降のサービスの購入料にそれぞれ反映させる。

(5年毎に改定。)

Ⅰ期	平成25年11月 ～平成30年3月	【(元金の4分の1の金額)を5年5か月間で元利均等返済する額】+【(元金の4分の3の金額)に対する利息】
Ⅱ期	平成31年度 ～平成35年度	【(元金の4分の1の金額)を5年間で元利均等返済する額】+【(元金の4分の2の金額)に対する利息】
Ⅲ期	平成36年度 ～平成40年度	【(元金の4分の1の金額)を5年間で元利均等返済する額】+【(元金の4分の1の金額)に対する利息】
Ⅳ期	平成41年度 ～平成45年度	【(元金の4分の1の金額)を5年間で元利均等返済する額】

(ウ) 金利の改定

a 調達金利の内訳

次に示す基準金利と提案されたスプレッドの合計とする。

b 基準金利

東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表されるTOKYO SWAP REFERENCE RATE(TSR)6カ月LIBORベース5年もの(円-円)スワップレート中値とする。

なお、基準日は以下のとおり。

・運営開始～5年目(平成25年11月～平成31年3月)のサービス購入料:

本件引渡日の2営業日前

・6～10年目（平成31年4月～平成36年3月）のサービス購入料：

各支払期間の2営業日前

・11～15年目（平成36年4月～平成41年3月）のサービス購入料：

各支払期間の2営業日前

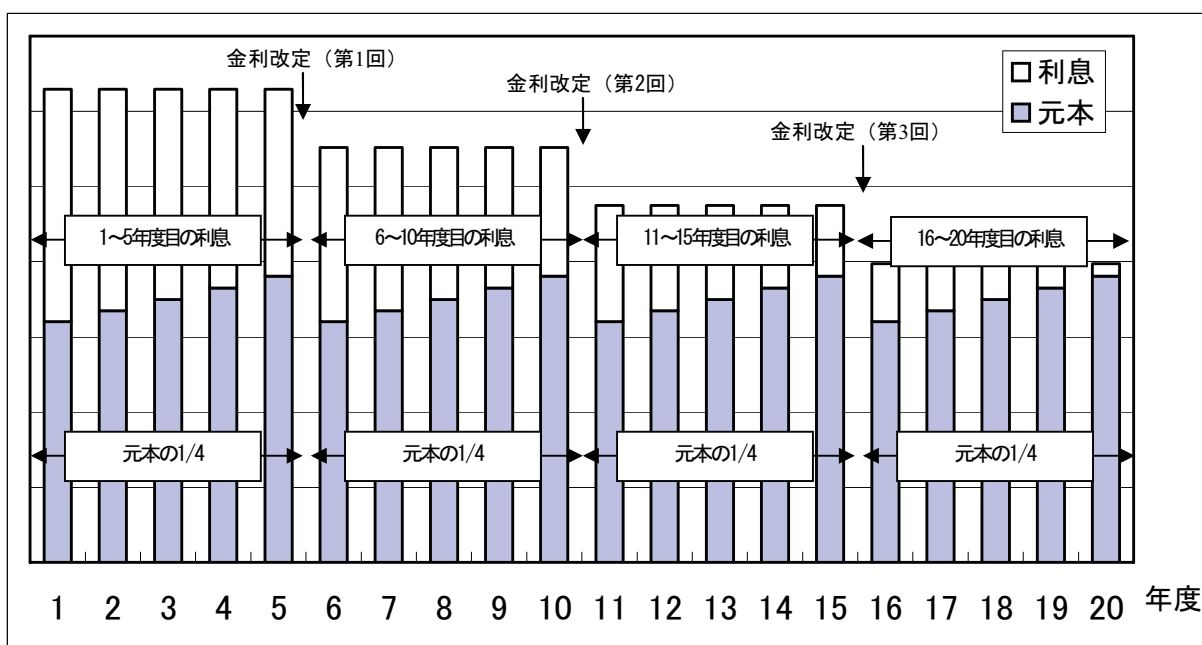
・16～20年目（平成41年4月～平成46年3月）のサービス購入料：

各支払期間の2営業日前

c 金利の固定期間

5年

(割賦代金及び支払利息の支払いイメージ)



イ 物価変動に基づく改定

(ア) 対象となるサービス

サービス購入料2から5について、表1に定める費目毎に表2に定める指標に基づき改定を行う。

(イ) 改定方法

改定に当たっては、表3の計算方法に基づき各年度4月1日以降のサービス購入料を改定する。なお、改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、物価改定は1年に1回とする。

(表 1)

分 類	対象となる業務費目		計算方法
サービス購入料 2	①統括マネジメント業務		改定率①
	②メディカルアシスタント業務		改定率①
	③物流管理運営業務（リネン・滅菌物管理を除く）		改定率①
	④清掃・廃棄物処理業務		改定率②
	⑤植栽管理・外構清掃業務		改定率⑥
	⑥保安警備業務		改定率④
	⑦電話交換・館内放送業務		改定率①
	⑧院内保育施設運営業務		改定率①
	⑨施設設備保守管理業務		改定率③
	⑩医療機器保守点検業務		改定率③
サービス購入料 3	①物流管理運営業務 （リネン・滅菌物管理）	リネン除く	改定率①
		リネン	改定率⑤
	②検体検査業務	固定費	改定率①
		変動費（検体検査単価）	改定率⑧
	③患者給食提供業務	固定費	改定率①
変動費（給食材料単価）		改定率⑦	
サービス購入料 4	①開業準備業務		改定率①
	②旧がんセンター解体除却業務		改定率⑨
	③最終引渡しの敷地での駐車場等整備業務		改定率⑩
サービス購入料 5	①施設設備保守管理業務（大規模修繕）		改定率⑥

(表 2)

改定率	使用する指標
改定率①	「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) / 第1表 賃金指数 / 事業所規模 5人以上 調査産業計のうちの現金給与総額
改定率②	「企業向けサービス価格指数」(日銀調査統計局) 大分類・類別: 諸サービス・その他諸サービス / 小類別: 建物サービス / 品目: 清掃
改定率③	「企業向けサービス価格指数」(日銀調査統計局) 大分類・類別: 諸サービス・その他諸サービス / 小類別: 建物サービス / 品目: 設備管理
改定率④	「企業向けサービス価格指数」(日銀調査統計局) 大分類・類別: 諸サービス・その他諸サービス / 小類別: 警備 / 品目: 警備
改定率⑤	「企業向けサービス価格指数」(日銀調査統計局) 大分類・類別: 諸サービス・その他諸サービス / 小類別: 洗濯 / 品目: リネンサプライ
改定率⑥	「企業向けサービス価格指数」(日銀調査統計局) 大分類・類別: 諸サービス・その他諸サービス / 小類別: 建物サービス 平均
改定率⑦	「消費者物価指数」(総務省統計局) 第1表-1 中分類指数(全国) / 食料
改定率⑧	診療報酬(検体検査料のうち、検体検査実施料全体) 改定率
改定率⑨	「建設物価」(財団法人建設物価調査会) 解体工事(非木造) RC造建物く体解体 / 屋上からの解体 圧砕機・ハンドブレーカ併用
改定率⑩	「建築コスト情報」(財団法人建設物価調査会) 構内舗装工(1) 車道部アスファルト舗装 / 密粒度アスコン A-5-15 (合材・路盤材=再生材) 500m ²

(表 3)

サービス購入料 2 及び 3 の改定方法

平成N年度のサービス購入料の改定方法
$P_n = P_{(n-1)} \times \text{改定率}_n$ <p> P_n : 平成N年度のサービス購入料 $P_{(n-1)}$: 平成(N-1)年度のサービス購入料 改定率_n : 平成N年度の改定率 = 平成(N-2)年の指標 / 平成(N-3)年の指標 </p>

(表 4)

サービス購入料 4 及び 5 の改定方法

平成N年度のサービス購入料の改定方法
$P_n = P_x \times \text{改定率}_x$ <p> P_n : 平成N年度のサービス購入料 P_x : 提案したサービス購入料 改定率_x : 平成N年度の改定率 = 改定基準日の直近の指標 / 提案時の指標 </p>

モニタリングの実施によるサービス購入料の減額及びボーナスポイントの付与

1 モニタリングの実施

病院事業庁は本件事業の各段階における業務実施状況を監視し、事業者が特定事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、かつ、業務要求水準書に従い実施しているか確認を行う。

(1) モニタリングの実施段階

病院事業庁は、以下の各段階においてモニタリングを実施する。

- ア 各種許認可申請・取得時
- イ 実施設計（基本設計）完了時
- ウ 工事施工時
- エ 工事完成時（完工確認）
- オ 施設運営開始後

(2) モニタリング実施計画書の作成

病院事業庁は、特定事業契約締結後、(1)に定める段階ごとに以下の項目を含むモニタリング実施計画書を作成する。

- ア モニタリング時期
- イ モニタリング内容
- ウ モニタリング組織
- エ モニタリング手続
- オ モニタリング様式

(3) モニタリングの方法と費用負担

ア モニタリングの方法

(ア) 業務日報等の提出

事業者は病院事業庁が日常モニタリングを行うための業務日報（毎日）及び定期モニタリングを行うための業務報告書（毎月）を作成し、病院事業庁へ提出する。

(イ) 業務実施状況の確認

病院事業庁は、事業者が作成した業務日報及び業務報告書に基づき、日常モニタリング及び定期モニタリングを行い、事業者が提供する業務の実施状況を確認する。

なお、病院事業庁は、必要に応じて自ら各業務の遂行状況を直接確認・評価する随時モニタリングを行うことができる。

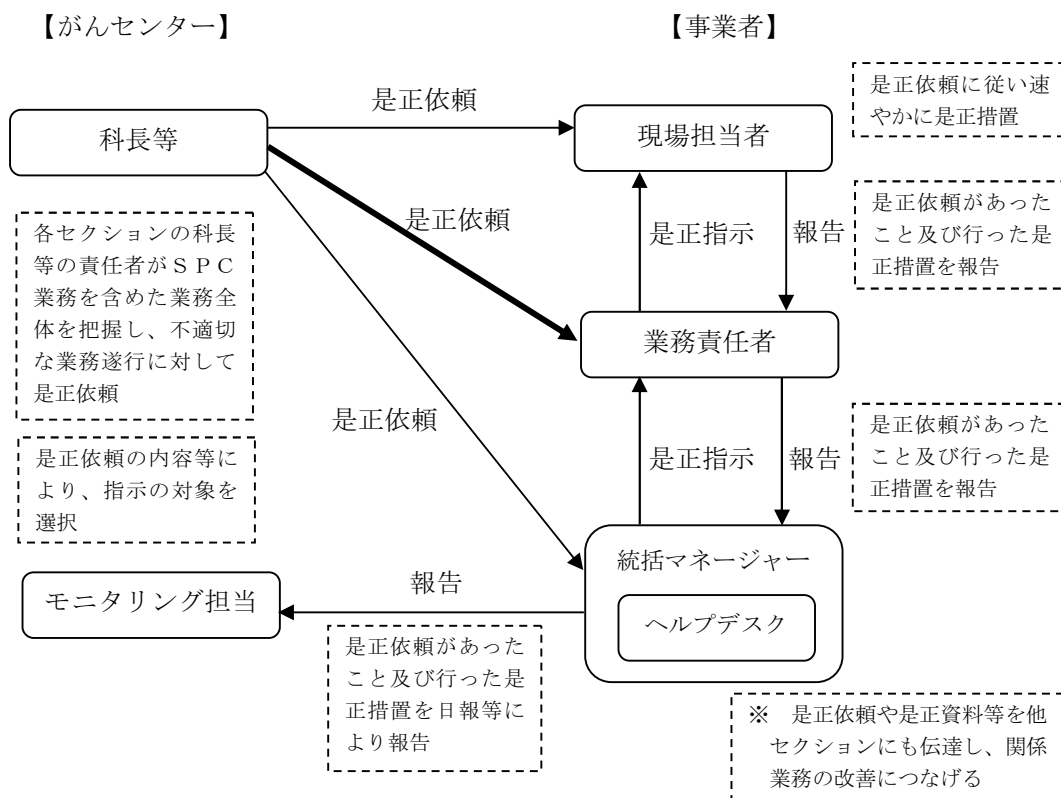
	事業者	病院事業庁
日常モニタリング	チェック項目に沿って各業務の遂行状況を確認の上、業務日報を作成する。	業務日報の確認、業務水準の評価。
定期モニタリング	月1回実施のチェック項目に沿って、遂行状況を確認するとともに、業務日報を基に業務報告書を作成する。	業務報告書、業務総括書の確認、業務水準の評価。
随時モニタリング		抜き打ち検査による業務水準の評価及び改善計画に基づく改善確認。

イ モニタリング費用の負担

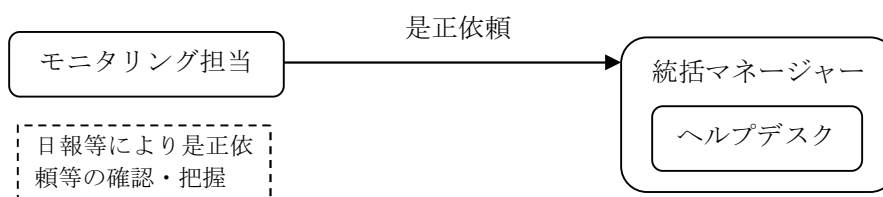
モニタリングに係る費用は原則として事業者の負担とする。ただし、病院事業庁に費用が発生する場合は病院事業庁の負担とする。

ウ 日常モニタリングの実施イメージ

Step 1 軽微な指摘事項で業務範囲が限定的な場合



Step 2 指摘が繰り返される場合又は複数の部門にわたる場合



Step 3 速やかに是正されない場合又は軽微な指摘事項を現場で言えない場合



2 サービス購入料の減額

本件事業にかかるサービス購入料は「付属資料1 病院事業庁が事業者を支払うサービス購入料について」のとおり支払われるものであるが、維持管理・運營業務開始後、病院事業庁が行うモニタリングにより「業務要求水準書」において定められた要求水準が維持されていないことが判明した場合には、改善勧告、サービス購入料の減額等を行うことがある。

(1) サービス購入料の減額の考え方

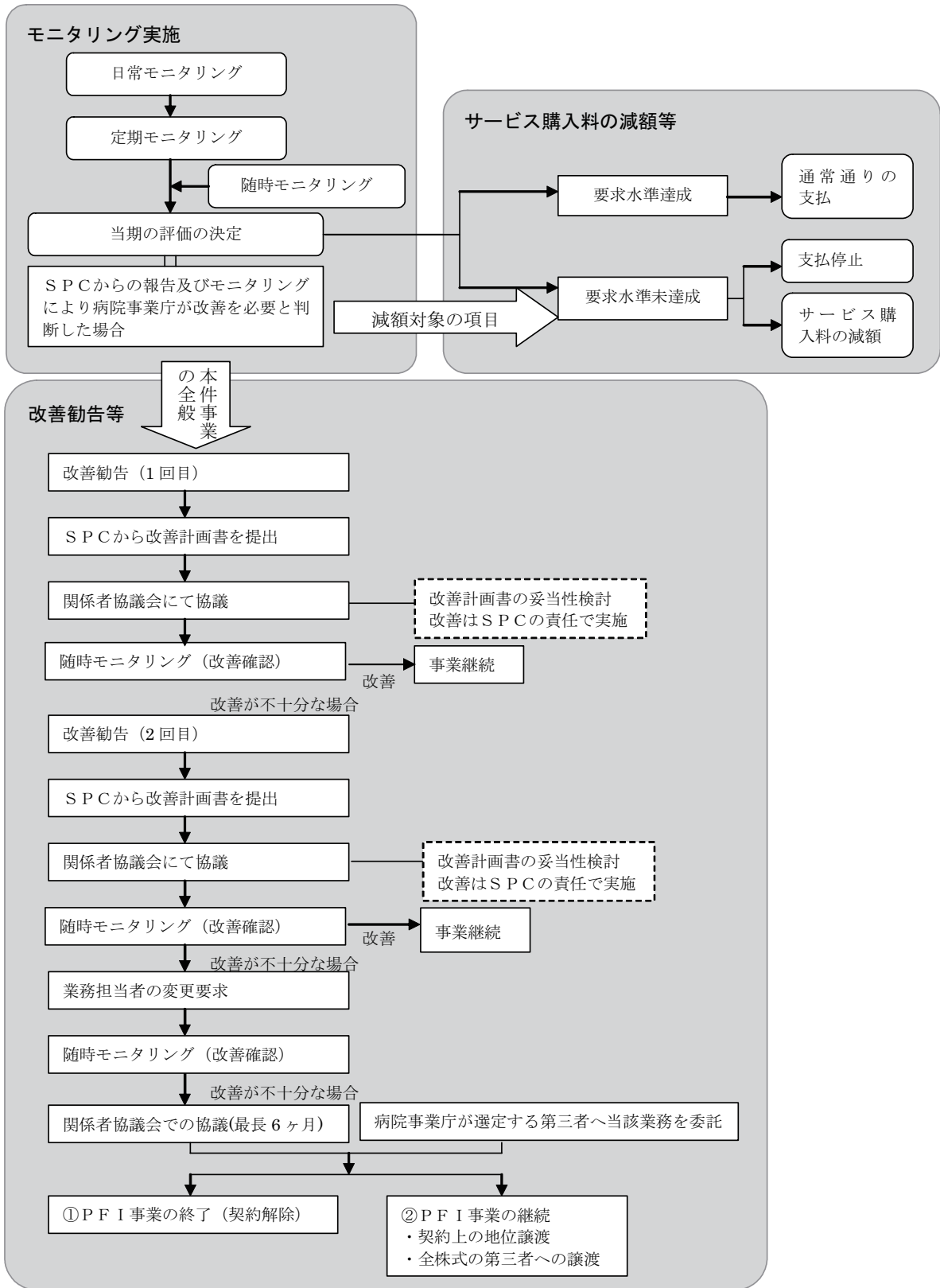
ア 減額等の対象

本件事業にかかる業務の全般について、その実施状況をモニタリングにより業務要求水準書の要求水準を満たしているかを確認し、次項のフローに記載のとおり、必要に応じ改善勧告→業務担当者の変更要求→契約解除という手順でペナルティを課す。

さらに、本件事業における重要性を踏まえ、①患者の身体・生命等に係ること、②医療行為の適正な実施に係ることの2つの視点から、以下の項目についてはサービス購入料の減額の対象とする。

視 点	項 目	備 考
① 患者の身体・生命等に係ること	<ul style="list-style-type: none"> ・患者給食において食中毒の発生 ・検体検査において検体の紛失及び取り違え ・物流管理において劇薬等の紛失 ・医事事務等において患者情報の流失 	直接患者の身体・生命等に係ることで重大な業務要求水準の未達があった場合に適用する。
② 医療行為の適正な実施に係ること	以下の部門が適正に使用できる状態が確保できない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・手術室 ・病室 ・外来ブース ・外来化学療法室 ・内視鏡部門 ・放射線治療部門 ・放射線診断部門 	メンテナンスの不備、滅菌や検査の作業遅延等、適正に使用できない原因は問わない。ただし、(3)支払停止及び減額の方法のイの場合は除く。

イ ペナルティのフロー



ウ 業務要求水準が満たされていない場合の措置

病院事業庁は、モニタリングの結果、特定事業契約書で定められた業務要求水準が維持されていないと判断した場合は、改善勧告及びサービス購入料の減額若しくは支払停止を行う。なお、サービス購入料の減額については、病院事業庁は提供されるサービスを一体のものとし購入することから、サービス購入料の総額を対象に行うものとする。

措置の内容		手続の概要
サービス購入料の減額又は支払停止		業務要求水準未達の内容に応じて毎月のペナルティポイントを計上し、それに支払期（四半期）ごとに集計した当四半期ペナルティポイントに応じてその期の支払を減額又は停止する。
改善勧告	1回目	業務要求水準未達の内容に応じて当該業務の改善について期限を定め事業者に勧告する。
	2回目	1回目の勧告によっても期限内に改善が認められない場合に再度勧告を行う。
業務担当者の変更要求	協力企業の変更要請	2回の勧告を経ても改善が認められない場合で、事業者が当該業務を協力企業に委託しているときには、病院事業庁は当該業務の業務担当者の変更要請を行う。
	第三者への業務委託	2回の勧告を経ても改善が認められない場合で、当該業務を事業者自らが行っているときには、当該業務を病院事業庁が指定する第三者に委託させる。
契約解除等	契約解除	上記の手続を経ても業務の改善が認められない場合で、病院事業庁が契約継続を希望しないときには、特定事業契約を解除する。
	地位の譲渡 株式の譲渡	上記の手続を経ても業務の改善が認められない場合で、病院事業庁が契約継続を決定したときには、事業者の契約上の地位又はその全株式を病院事業庁が承諾した第三者へ譲渡させる。

(2) 減額の方法

ア 医療行為の適正な実施に係ること

日常モニタリング、定期モニタリングにより施設の利用可能性に関わる事項として、医療行為が適正に実施できない事項が発生した場合、また業務要求水準書で求めている能力を維持していないことが発覚した場合、ペナルティの対象となる。

業務要求水準を満たしていないことで医療行為を適正に実施できないこととなった部門ごとの影響範囲と医療行為を適正に行えなかった影響時間によりペナルティポイント（以下「PP」という。）を課す。

(ア) 対象となる施設及び基準

医療行為が適正に実施できないこととなった各部門ごとの影響範囲は以下の基準による。

施設	基準	補正係数	備考
手術室	手術室数	1.0	
一般病室	病床数	0.3	緩和ケア病棟等を含む
I C U・無菌病室	病床数	0.7	
外来診療室	外来ブース数	0.3	
外来化学療法室	病床数	0.5	
内視鏡部門	内視鏡室数	0.4	
放射線治療部門	治療の機器数	0.8	
放射線診断部門	診断の機器数	0.5	核医学検査を含む

(イ) 対象となるサービス購入料 サービス購入料総額

(ウ) ペナルティポイントと計算方法

医療行為を適正に行えなかった影響時間に伴うペナルティポイント

レベル	停止措置時間	ペナルティポイント
レベル1	6～12時間	2
レベル2	12～24時間	4
レベル3	24～36時間	8
レベル4	36～72時間	16
レベル5	72時間を超える	36ポイント

ペナルティポイント (PP) = 影響範囲の基準数 × 影響時間に伴う PP × 補正係数

《計算例》

施設のメンテナンスの不備により手術室3部屋が7時間にわたり使用不可能となった場合

手術室数	影響時間に伴うPP	補正係数	当該業務要求未達成によるPP
3部屋	× 2PP	× 1.0	= 6PP

(エ) 減額の方法

四半期の間のペナルティポイントを積み上げて、下表に基づき当四半期最終月のサービス購入料から減額を実施する。減額の対象となる金額は、当該年度に支払われる予定のサービス購入料の合計額の1/4とする。

(ただし、サービス購入料3については、当該四半期の実績額とし、サービス購入料4及びサービス購入料5に相当する部分は除くものとする。)

ペナルティポイントと減額割合

ペナルティポイント	減額割合	ペナルティポイント	減額割合
11以上16 P P 未満	1 P Pにつき0.013%	26以上31 P P 未満	1 P Pにつき0.023%
16以上21 P P 未満	1 P Pにつき0.017%	31以上36 P P 未満	1 P Pにつき0.027%
21以上26 P P 未満	1 P Pにつき0.020%	36 P P以上	10%相当額 支払停止

- a 四半期毎の累計されたペナルティポイントが11 P P未満の場合は、サービス購入料の減額を行わず、累計されたペナルティポイントは清算される。
- b 四半期毎に累計されたペナルティポイントは原則として清算され、翌四半期に繰り越されることはないが、業務改善が認められない状態が継続しているものについては、翌四半期に繰り越される。

(オ) 支払停止措置

- a 当四半期のペナルティポイントが36 P P以上となった場合、病院事業庁は当四半期の最終月のサービス購入料のうち当該年度に支払われる予定のサービス購入料の合計額の1/4の10%相当額に対し支払停止措置を取るものとする。
- b 支払停止措置を取った場合において、翌四半期の支払対象期間における累積ペナルティポイントが11 P P未満であるときには、当四半期で支払停止となった金額から当該年度に支払われる予定のサービス購入料の合計額の1/4の1%相当額を減額のうち、翌四半期分の最終月分のサービス購入料と合わせて支払う。
- c 支払停止措置を取った場合において、翌四半期の支払対象期間における累積ペナルティポイントが11 P P以上となったときには、当四半期で支払停止となった金額から当該年度に支払われる予定のサービス購入料の合計額の1/4を対象に下表に示した減額割合で算定した金額を減額のうち翌四半期分の最終月分のサービス購入料と合わせて支払う。なお、翌四半期分のサービス購入料は、上記(エ)に従い減額する。

ペナルティポイント	減額割合	減額率の幅
11以上16 P P未満	1%+1 P Pにつき0.020%	1.22%~1.30%
16以上21 P P未満	1%+1 P Pにつき0.025%	1.40%~1.50%
21以上26 P P未満	1%+1 P Pにつき0.030%	1.63%~1.75%
26以上31 P P未満	1%+1 P Pにつき0.035%	1.91%~2.05%
31以上36 P P未満	1%+1 P Pにつき0.040%	2.24%~2.40%
36 P P以上	2.5%	2.5%

イ 患者の身体・生命等に係ること

下記の直接患者の身体・生命等に係る項目で重大な業務要求水準の未達があった場合には1件につき以下のP Pを適用する。

項目	適用するP P
レベル4又はレベル5のアクシデント（医療事故）の原因となった場合	36 P P
患者給食において食中毒の発生 医事事務等において患者情報の流失	11 P P
検体検査において検体の紛失及び取り違え 物流管理において劇薬等の紛失	6 P P

※ アクシデント（医療事故）とは、過失の有無に関わらず、医療に関わる場所で、医療の全過程において発生するすべての人身事故をいいます。

※ レベル4 事故により、生活に影響する高度の後遺症が残る可能性が生じた場合

※ レベル5 事故が死因となった場合

（レベル4及びレベル5の出典：「神奈川県立病院医療事故公表基準」）

※患者情報の流失とは、患者に関する情報が不特定又は多数の第三者に許可なく渡り得る状態になることをいう。

※劇薬等とは、薬事法第44条第1項に規定する毒薬又は同条第2項に規定する劇薬をいう。

(3) 支払停止及び減額の方法

ア 「(2) 減額の方法」に従い、支払停止及び減額を実施する。

イ 支払停止及び減額は事業者に帰責事由があった場合に実施され、下記の場合は減額を実施しない。

(ア) 予め病院事業庁と協議の上で行う施設の保全措置や機器等の修繕その他の作業によるもの

(イ) 明らかに病院事業庁の責によるもの

(ウ) 自然災害等の不可効力によるもの

ウ 施設運営開始後のモニタリングは、各業務の業務開始日に属する四半期から開始する。また、当該四半期の判断の結果は、翌月の 10 日までに事業者へ通知されるものとし、約 20 日後に支払われるサービス購入料に反映される。

エ 支払停止及び減額が行われる可能性がある場合、上記の通知にペナルティポイントが発生する原因となる事象を明記し、事業者から説明を受けた上で病院事業庁がペナルティポイントを決定する。

3 ボーナスポイントの付与

病院事業庁と事業者は病院運営における車の両輪であり、両者が協力する必要がある。また、よりよい医療の提供は病院事業庁の医療スタッフだけで達成しうるものではなく、病院事業庁と事業者双方が「よい病院にする」「患者によりよい医療サービスを提供する」というモチベーションを持ち続けることが重要であると認識している。

事業者による「よい病院にする」「患者によりよい医療サービスを提供する」の実現に資する活動に対し、以下のとおりボーナスポイントを付与する。

(1) ボーナスポイントの考え方

ア ボーナスポイントの対象

本件事業にかかる業務の全般について、その実施状況を評価し、ボーナスポイント（以下「BP」という。）を付与する。

評価の視点	評価の指標	BP
病院のイメージ向上に資する活動	・ 科長等現場スタッフからの推薦等 ・ 患者満足度調査等アンケート結果 ・ その他医療情報システムの統計データ等	1～10BP
患者サービスの向上に資する活動		
要求水準を超えた優れた業務運営		
医療サービス向上に資する活動		
病院の経営改善に資する活動		

イ ボーナスポイントの決定の方法

上記アの評価の視点に合致した活動に対し、患者満足度調査等のアンケート結果や病院事業庁の科長等現場スタッフからの推薦等の内容を元に、がんセンター管理者会議において評価に値するか否か、評価する場合はそのBPを検討し、がんセンター所長が決定する。

なお、既に評価がなされBPが付与された事例であっても、再度の評価及びBPの付与を妨げないものとする。また、評価の指標については上記アの評価の指標に限定されず、がんセンター所長が有効と判断するものも評価の指標に含むも

のとする。

現場スタッフからの推薦等は随時受付けるものとするが、四半期毎の定期モニタリングに合わせて上記アの評価の視点についても確認を行うものとする。

(2) ボーナスポイントの累積及び効果

ア ボーナスポイントの累積

B Pの付与はがんセンター所長のB P付与決定により随時行い、付与されたB Pは1年間累積される。付与されたB Pは1年経過後に失効する。

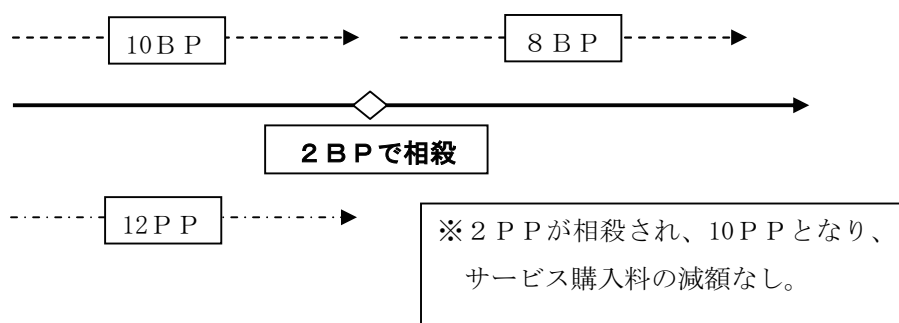
イ ボーナスポイントの効果

累積されたB Pは事業者からの申出があった場合には、その申出に従ってモニタリングにより課されたペナルティポイント（以下「P P」という。）と相殺されるものとする。その際は1 B Pは1 P Pと等価で取扱うものとする。相殺を申出るB Pは事業者の任意によるものとし、相殺後に残存するB Pがある場合は引き続き累積されるものとする。なお、レベル4又はレベル5のアクシデントの原因となった場合のP Pに対しては相殺できないものとする。

【P Pと相殺する場合の例】

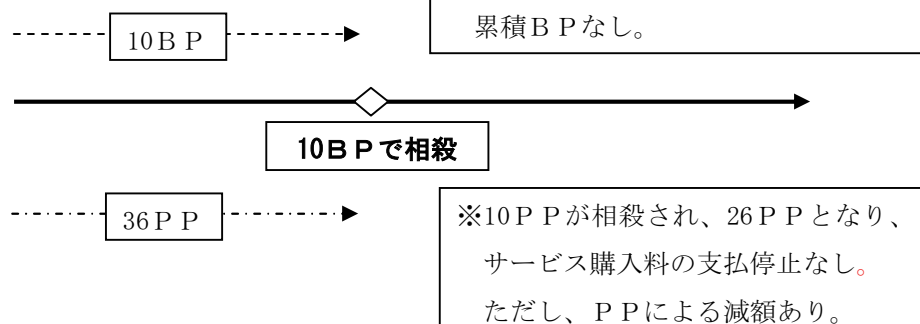
① 累積B Pが 10 B P

当期P Pが 12 P P



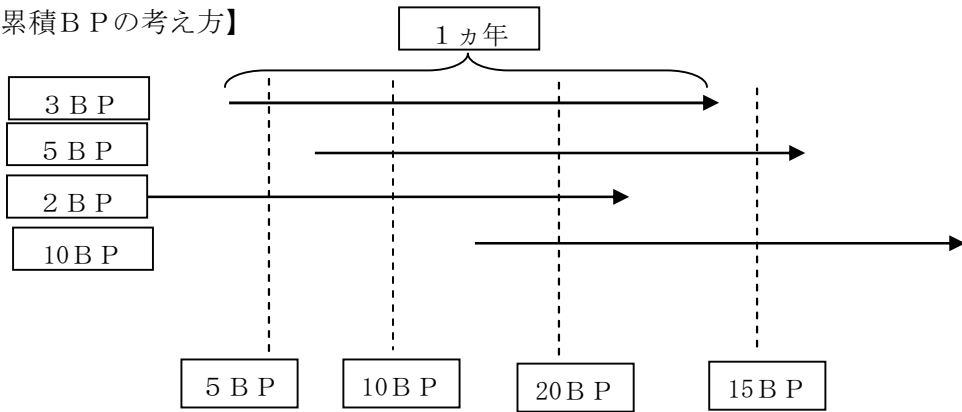
② 累積B Pが 10 B P

当期P Pが 36 P P



※10 P Pが相殺され、26 P Pとなり、サービス購入料の支払停止なし。ただし、P Pによる減額あり。

【累積BPの考え方】



医療機器変更協議実施要綱

1 総則

本要綱は、神奈川県立がんセンター特定事業（以下「本件事業」という。）に関する「神奈川県立がんセンター特定事業入札説明書」（以下「入札説明書」という。）において規定されているPFI事業者が調達する医療機器の変更協議について必要な事項を定めるものである。

2 目的

病院事業庁とPFI事業者との合理的な協議により、入札提案書の提出から現実の医療機器調達・納品までの間の技術革新・技術開発等による医療機器の陳腐化リスクを解消することを目的とする。

3 医療機器の変更方法

(1) 基本原則

- ① 業務要求水準書において提示した医療機器の機器名称と必要台数については変更せず、必ず調達するものとする。また、PFI事業者（提案書提出時は応募者）が提示した医療機器調達の予定金額の総額は変更しない。
- ② 医療機器変更に関する協議が合意に至った場合で、メンテナンス費用等で増加する費用がある場合は合理的範囲内で病院事業庁が負担する。
- ③ 建築確認の再提出が必要となるような変更は行わないものとする。

(2) 医療機器調達リスト及び仕様書の最終案の提出

PFI事業者は提案に基づき調達する医療機器について、がんセンタースタッフへのヒアリング等を実施したうえで、医療機器調達リスト及び仕様書の最終案（以下「最終案」という。）を作成し、平成24年3月末までに病院事業庁に提出する。

(3) 協議内容及び方法

① 仕様の変更

病院事業庁は他の医療機関の医療機器調達実績等（以下「調達実績」という。）を調査し、PFI事業者が最終案で提示した医療機器の価格でより高機能の医療機器の調達が可能と判断した場合は、PFI事業者と協議を行うことができる。PFI事業者は病院事業庁が提示する調達実績が以下に示す特殊事情により合理性を欠く場合を除き、当該調達実績額をベースに協議を行うものとし、協議により双方が合意した場合、仕様を変更し、PFI事業者は変更後の仕様にあわせた医療機器を調達する。

※ 特殊事情（例）

- ・ 病院事業庁が入札公告公表時に提示した構成内容等の仕様と調達実績の構成内容等の仕様が著しく異なる場合。
 - ・ 調達実績が調達を行った医療機関の特殊事情が反映された金額であり、他の医療機関の導入価格と著しく異なる場合。
 - ・ 調達実績が1社から一括して大量に導入することによる値引き価格である場合。
- なお、特殊事情が明示できない場合は、病院事業庁の提示したスペックに変更するものとする。

② 医療機器の追加

医療機器の技術革新等により、調達価格の総額がPFI事業者（提案書の提出時は応募者）が提示した医療機器調達の予定金額の総額を下回る場合、その差額で調達可能な医療機器を追加で調達するため、PFI事業者と協議を行うことができる。

③ 予定金額の総額の範囲内での調整

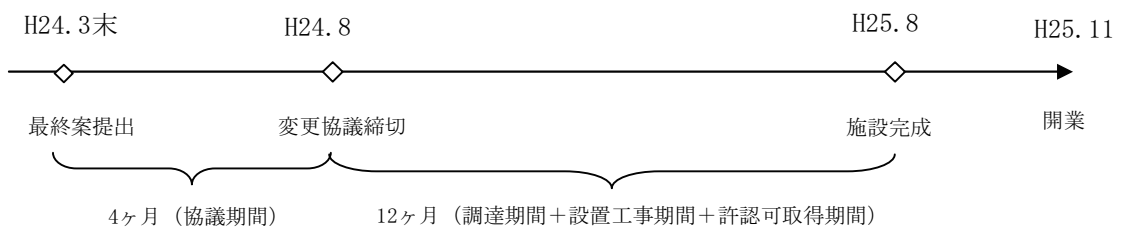
当該協議においてはPFI事業者（提案書の提出時は応募者）が提示した医療機器調達の予定金額の総額の範囲内で、医療機器のスペック変更に伴い予定価格より価格が増減した部分と技術革新等による価格の低下や医療機器の追加等で発生した部分とで調整可能とする。

④ 変更に伴う影響

病院事業庁からの医療機器の構成内容等の変更の申出を受けた場合、PFI事業者は当該変更により発生するメンテナンス費用やその他維持管理費の増加などの影響について、書面で病院事業庁に提出するものとする。

⑤ 協議期間

変更協議の申出の期限は平成24年7月末までとする。同年8月末までに結論が出ない場合は変更できないこととする。ただし、医療機器の据付工事や医療機器製造期間が長期を要する等の理由によりこれによりがたい場合は、PFI事業者からの事前の申出により申出のあった医療機器の変更申出締切りを平成24年7月末以前とするものとする。



(4) 実施例

① 仕様の変更方法

当初提案時は64列のCTが1億円と1.5テスラのMRIが2億円、予定価格の総額が22億円であった場合で、協議時に128列のCTが1億3千万円、1.5テスラのMRIが技術革新等で1億7千万円となっているときには、CTを64列から128列に仕様変更可能となる。

② 医療機器の追加

医療機器調達の予定金額の総額が22億円で、技術革新等により調達価格の総額が20億円となった場合、差額の2億円で追加の超音波診断装置と内視鏡システムを追加調達する。

参加者別対話及び病院見学会実施要綱

1 総則

本要綱は、神奈川県立がんセンター特定事業（以下「本件事業」という。）に関する「神奈川県立がんセンター特定事業入札説明書」（以下「入札説明書」という。）において規定されている「参加者別対話」及び「病院見学会」について必要な事項を定めるものである。

2 目的

本件事業では、従来の入札説明書等に対する質問回答に加え、事業者の本件事業に対する理解をより深め、事業者の創意工夫を引き出すとともに、提案作成の検討の方向性や具体化への一助とすることを目的に「参加者別対話」及び「病院見学会」を実施する。

3 参加者別対話の実施方法

(1) 実施時期

6月10日（水）の資格確認通知発送後から8月12日（水）までに実施する。

参加者別対話結果の最終公表は8月19日（水）とし、入札書類の提出日の9月28日（月）までに40日間を確保する。

(2) 実施回数

参加者別対話の実施回数は3回を上限とし、1回の参加者別対話の時間は概ね2時間までとする。

(3) 参加者別対話の対象者

参加者別対話は参加コンソーシアム単位で実施する。ただし、参加人数は1グループ12人までとする。（各回の参加者は対話の内容により変更可能とし、各回ともに同一のメンバーである必要はない。）

(4) 参加者別対話の対象及び方法

参加者別対話は本件事業の提案に関する事項全般を対象とし、対面方式による質疑応答形式により実施する。（ただし、参考価格や入札予定価格の積算根拠等に関するものを除く。）

(5) 申込方法

参加者別対話への参加希望者は、添付様式①「参加者別対話 参加申込書」及び添付様式②「参加者別対話 対話内容」に参加者別対話の実施希望日等の必要事項を記入の上、参加表明書提示時に提出すること。ただし、対話の内容は添付様式②「参加者別対話 対話内容」により事前に提出した項目だけにとらわれない。

(6) 実施日程の連絡

参加者別対話の実施日時は原則として、参加希望者の希望に沿うものとするが、実施日時及び会場については病院事業庁から代表者にEメールにより連絡する。連絡日時での実施に不都合がある場合には、別途協議により適切な日時等を設定するが、実施日時に合意が得られない場合は病院事業庁が設定した日時・会場にて実施する。なお、2回目以降の参加者別対話の実施日時について、当初提出した実施希望日を変更する必要がある場合は、当初実施希望日又は新たな実施希望日の早い方の日から1週間前までに病院事業庁に連絡するものとする。

(7) 参加者別対話における公平性の確保と対話内容の公開

病院事業庁は参加者別対話の実施に際して、参加の有無によって入札時における応募者間の優劣が生じるようなことがないように、公平性に十分に留意する。参加者別対話の内容については、原則として公表することとし、病院事業庁のホームページに掲載するとともに参加表明書を提出した全ての代表者に対して対話の概要をEメールで送付する。ただし、公表することで応募者の権利、競争上の地位、正当な利益を害することを防ぐため、参加者別対話参加者独自のノウハウ*については、当該参加者からの申入れがあった場合及び病院事業庁が当該参加者独自のノウハウと判断し、当該参加者に確認した上で保護が必要と判断したものに関しては、公表の対象としない。

※「参加者独自のノウハウ」とは、それにより参加者が利益を得る可能性のある事業者独自の手法、アイデア等を指し、技術的分野に限らず、金融スキームのアイデアやリスク分担のアイデア等を含む、本件事業すべてに係る内容を指す。

(8) その他

実施方針等公表後に閲覧等により公表した資料で既に閲覧期間終了後の資料についても参加者別対話の実施にあわせて、添付様式③「資料貸出 申込書」及び添付様式④「資料貸出 誓約書」の提出によりコンソーシアム単位で貸し出しを行う。

4 病院見学会の実施方法

(1) 実施時期

6月10日（水）の資格確認通知発送後から8月12日（水）までに実施する。

(2) 実施回数

病院見学会の実施回数は2回を上限とし、1回の見学の時間は概ね2時間までとする。

(3) 病院見学会の参加者

病院見学会は参加コンソーシアム単位で実施する。ただし、参加人数は1グループ5人までとする。（各回の参加者は見学対象により変更可能とし、各回ともに同一のメンバーである必要はない。）

(4) 見学の対象及び方法

現在のがんセンターの施設のすべてを対象とし、見学を希望する箇所を参加申込書に記載すること。参加希望者の希望に基づき、病院事業庁の職員が案内を行う。ただし、病院運営上支障がある場合、又はその恐れがある場合には、見学箇所等が変更されることがある。

見学中に現在のがんセンターの運営等に関する質問をしても構わないが、内容によっては答えられないことがある。

(5) 申込方法

病院見学会への参加希望者は、添付様式⑤「病院見学会 参加申込書」に病院見学会の実施希望日等の必要事項を記入の上、参加表明書提示時に提出すること。

(6) 実施日程の連絡

病院見学会の実施日時は原則として、参加希望者の希望に沿うものとするが、実施日時については病院事業庁から代表者にEメールにより連絡する。連絡日時での

実施に不都合がある場合には、別途協議により適切な日時等を設定するが、実施日時に合意が得られない場合は病院事業庁が設定した日時に実施する。なお、2回目の病院見学会の実施日時について、当初提出した実施希望日を変更する必要がある場合は、当初実施希望日又は新たな実施希望日の早い方の日から1週間前までに病院事業庁に連絡するものとする。

(7) 公平性の確保

病院事業庁は病院見学会の実施に際して、参加の有無によって入札時における応募者間の優劣が生じるようなことがないよう、公平性に十分に留意する。

(8) その他

患者及び患者家族等のプライバシーには特に留意し、患者及び患者家族等がいる場所でのビデオ・写真撮影は禁止する。(患者及び患者家族等が写らない場合は撮影可とする。)

その他、病院見学中は病院事業庁の職員の指示に従うこと。

5 注意事項

- (1) 公表資料等で必要な資料は参加者各自で持参すること。
- (2) 参加者は参加者別対話及び病院見学会の当日に受付において添付資料⑥「参加者名簿」を提出すること。
- (3) 参加者別対話及び病院見学会の参加申込みに係る諸費用並びに各会場までの交通費等については参加者の負担とする。
- (4) 提出書類については、日本語で記述すること。

参加者別対話 参加申込書

神奈川県病院事業庁病院局県立病院課 企画・整備班 担当あて

送付先

kenbyo-pfi@pref.kanagawa.jp

提出日	
参加事業者名（代表企業）	
合計参加人数	

※ 参加人数は12人までとします。

※ 当日は添付様式⑥「参加者名簿」に記入し、持参してください。

連絡先

担当者所属	
担当者氏名	
担当者電話番号	
担当者Eメール	

グループで参加を希望する場合、参加する他の事業者名

事業者名 1	
事業者名 2	
事業者名 3	
事業者名 4	
事業者名 5	
事業者名 6	

対話実施希望日

第1回目	
第2回目	
第3回目	

参加者別対話 対話内容

神奈川県病院事業庁病院局県立病院課 企画・整備班 担当あて

送付先

kenbyo-pfi@pref.kanagawa.jp

提出日	
参加事業者名（代表企業）	

連絡先

担当者所属	
担当者氏名	
担当者電話番号	
担当者Eメール	

対話を希望する内容

番号	対話の項目	内容	公開の可否
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※ 「公開の可否」欄には、「可」又は「非」と記入すること。

※ 欄が不足する場合は、行を挿入すること。

資料貸出 申込書

神奈川県病院事業庁病院局県立病院課 企画・整備班 担当あて

送付先

kenbyo-pfi@pref.kanagawa.jp

提出日	
参加事業者名（代表企業）	

連絡先

担当者所属	
担当者氏名	
担当者電話番号	
担当者Eメール	

貸出を希望する資料

番号	貸出希望資料名	資料の種類	返却予定日
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※ 貸出した資料は提案書提出までには返却すること。

※ 欄が不足する場合は、行を挿入すること。

※ 貸出日及び貸出場所については、後日病院事業庁から連絡します。

※ 資料の種類は紙又はCD等の希望を記入してください。但し、希望に添えない場合があります。

資料貸出 誓約書

平成 年 月 日

神奈川県立がんセンター事業庁長 殿

住所

事業者名

代表者

神奈川県立がんセンター特定事業に係る資料貸出にあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 借り受けた資料については、本件事業への応札以外の目的に使用せず、提案書提出時までに返却すること。

貸出資料

番号	貸出資料名	資料の種類
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

病院見学会 参加申込書

神奈川県病院事業庁病院局県立病院課 企画・整備班 担当あて

送付先

kenbyo-pfi@pref.kanagawa.jp

提出日	
参加事業者名（代表企業）	
合計参加人数	

※ 参加人数は５人までとします。

※ 当日は添付様式⑥「参加者名簿」に記入し、持参してください。

連絡先

担当者所属	
担当者氏名	
担当者電話番号	
担当者Eメール	

グループで参加を希望する場合、参加する他の事業者名

事業者名 1	
事業者名 2	
事業者名 3	
事業者名 4	

病院見学会希望日

第 1 回目	
第 2 回目	

見学希望箇所

見学希望回	第 回目
-------	------

参加事業者名（代表企業）	
--------------	--

見学希望部門		見学希望内容	想定所要時間 (分)
(例)	外来部門	・午前中の採血室の業務について詳しく 見学したい。 ・外来化学療法室の患者の流れについて 見学したい。	30
第1希望			
第2希望			
第3希望			
第4希望			
第5希望			
第6希望			
第7希望			
合計時間（分）			0

※ 見学希望回ごとに作成すること。

※ 「見学希望部門」の欄には、要綱に添付された建物断面図を参考に見学したい部門名を記載すること。また、見学希望部門の中で特に見学したい内容があれば、「見学希望内容」の欄に具体的に記載すること。

※ 1回の見学が概ね2時間以内となるよう設定すること。

参加者名簿

参加事業者名（代表企業）	
--------------	--

	所属	役職	フリガナ 氏名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

連絡先

所属・役職・氏名	電話番号	メールアドレス

※ 参加者別対話・病院見学会の当日に、必要事項を記載し、必ずお持ちください。

病院事業庁の地方独立行政法人移行について

1 地方独立行政法人

地方独立行政法人は、公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事業で、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあると認められるものを、効率的、効果的に実施するため、県が設置するものであり、その設立には議会の議決を経て、定款を定め、総務大臣の認可を受けることとされています。また、解散の手續も法人設立時の手續と同様となるため、法人独自の判断で法人を解散することはできません。

今回設立される地方独立行政法人は県立病院を運営するために県が設立する法人であり、現行の地方公営企業法と同様に政策医療或不採算医療にかかる経費については、地方独立行政法人法で設立者である県からの運営費負担金として措置されることとされており、これらにより独立行政法人化後も県立病院としての役割を担っていくこととなります。

2 債務負担行為の継承

平成21年度予算で設定した本件事業に関する債務負担行為は、病院事業庁の地方独立行政法人への移行に伴い、地方独立行政法人へ承継します。

県が定める中期目標においても、債務負担行為が設定されている本件事業の履行を法人に対して指示することになります。また、法人が中期目標を踏まえて作成する中期計画において、本件事業の特定事業契約上の義務が履行できるように計画することになります。

なお、中期目標は3年以上5年以下の期間において定めることとなっておりますが、中期計画においては中期目標の期間を超える債務負担行為についても定めることとなります。

3 地方独立行政法人と県の関係

地方独立行政法人の事業運営にあたっては、知事により中期目標が設定され、法人が作成する中期計画の認可、不採算経費等に係る運営費負担金の交付が行われるとともに、その事業実績は毎年度地方独立行政法人評価委員会による評価を受け、その評価結果が公表されるものであり、また、財務については弁護士や公認会計士、税理士などが就任する監事による監査に加えて、毎事業年度の会計監査人による外部監査が義務付けられているなど、適切な執行を担保するための仕組みが設けられています。また、上記の仕組みをもってしても地方独立行政法人の解散時にその財産で債務を完済できないときは設立団体である県は当該債務を完済するために要する費用の全部を負担することが法により定められています。

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）抜粋

（財源措置の特例）

第八十五条 公営企業型地方独立行政法人の事業の経費のうち、次に掲げるものは、設立団体が負担するものとする。

- 一 その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
 - 二 当該公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費
- 2 公営企業型地方独立行政法人の事業の経費は、前項の規定により設立団体が負担するものを除き、原則として当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
 - 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 六 剰余金の使途
 - 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
- 3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 5 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（料金及び中期計画の特例）

第八十三条 第二十三条の規定は、公営企業型地方独立行政法人には適用しない。

- 2 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第二十六条第二項各号に掲げる事項のほか、料金に関する事項について定めるものとする。
- 3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

（権利義務の承継等）（抄）

第六十六条 移行型地方独立行政法人の成立の際、当該移行型地方独立行政法人が行う業務に関し、現に設立団体が有する権利及び義務（当該移行型地方独立行政法人の成立前に設立団体が当該業務に相当する業務に関して起こした地方債のうち当該移行型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに係るものを除く。）のうち政令で定めるところにより設立団体の長が定めるものは、当該移行型地方独立行政法人の成立の時にあって当該移行型地方独立行政法人が承継する。

第九十三条 設立団体は、地方独立行政法人が解散する場合において、その財産をもって債務を完済することができないときは、当該地方独立行政法人に対し、当該債務を完済するために要する費用の全部を負担しなければならない。

本件事業と重粒子線治療施設の整備における工事区分等について

重粒子線治療施設の整備は病院事業庁の直接発注事業であるため、本件事業（神奈川県立がんセンター特定事業）と重粒子線治療施設整備の双方が円滑な業務を行うことを目的として、事業者と病院事業庁との工事区分等を示す。

1 業務区分等

(1) 施設計画業務時において

事業者は、本件事業の施設計画時においては、重粒子線治療施設の計画を行う病院事業庁と協力して適切な対応を行い、スケジュール等に影響のないよう配慮すること。

(2) 官庁手続時において

本件事業に係る各種許認可申請業務については、申請中又は申請後に重粒子線治療施設を含めた各種許認可変更申請が必要となる。この場合、重粒子線治療施設の各種許認可申請等は、本件事業に係る各種許認可申請の変更申請となるため、事業者と病院事業庁との連名にて事業者が申請すること。なお、その他手続きや事前協議等については、病院事業庁と協力し合い適切な対応を行い、スケジュール等に影響のないよう配慮すること。

(3) 建設工事時において

重粒子線治療施設の工事中の給排水については、がんセンターからメーター（事業者設置）を介し、病院事業庁が負担する。排水は仮設排水をまとめ、公共下水に排水することとする。また、工事中の仮設電源については、本件事業と重粒子線治療施設工事それぞれで設けること。

2 業務区分表

次のとおり、業務の区分を行うこととする。

(1) 建築工事		業務担当主体	
業務区分	業務内容	県	事業者
ア エネルギー共同溝	エネルギー供給用共同溝の敷設は病院事業庁が行う。なお、おおむねの接続位置は、エネルギー供給施設から重粒子線治療施設を最短距離で結んだ位置とする。また、敷設に当たっては病院事業庁が別途提示する「重粒子線治療装置整備基本構想」を参考にして、今後、病院事業庁と協議、調整を行うこと。	○	
イ 地下連絡通路 【地下連絡接続部分 詳細図】参照	がんセンター地下階と重粒子線治療施設との地下通路接続工事は病院事業庁が行う。なお、おおむねの接続位置はがんセンターの垂直動線から重粒子線治療施設を最短距離で結んだ位置とする。また、接続工事に当たっては病院事業庁が別途提示する「重粒子線治療装置整備基本構想」を参考にして今後、今後、病院事業庁と協議、調整を行うこと。	○	
	がんセンターの免震擁壁部分の地下通路接続用開口躯体（外寸 H5m * W4m.内寸 h 4m * w 3 m 周囲躯体厚 D0.5m）を設け、がんセンター免震層擁壁周囲部に躯体アゴを周囲 L=0.6m の長さで設置し、周囲を塩ビ製止水板 W=400 を設置した躯体としておくこと。また、免震層擁壁と本体とのエキスパンションジョイント仕上げは事業者が行うこと。 なお、地下通路接続後、病院事業庁がその外側に防水施工をする。		○
ウ 外構	重粒子線治療施設建築面積以外の全ての外構工事は本件事業にて行うこととし、病院事業庁と協議、調整を行うこと。		○

(2) 電気設備工事		業務担当主体	
業務区分	業務内容	県	事業者
ア 配線接続工事等についての基本事項	(2)イ以降に記載する接続ケーブルの敷設及びつなぎ込み工事は病院事業庁が行う。なお、がんセンター内部の接続工事については、別途、事業者への依頼工事とする予定である。また、重粒子線治療施設からがんセンター病院棟への配線経路は地下通路の天井部分とし、エネルギー供給施設への経路はエネルギー共同溝内部とする。各項目で供給量についての記載があるがこれらの数値は、基本・実施設計により変動の可能性があるので注意すること。	○	
	がんセンター側施設配管の設置及び共同溝、ハンドホールの設置は事業者が行うこと。		○
イ 受変電設備	重粒子線治療施設内の専用受変電設備の設置工事。	○	
	重粒子線治療施設内部に専用の普通高圧受変電設備を設置し、エネルギー供給施設から供給を受ける。がんセンター側施設内空配管工事をする。建物外接続用ハンドホールを設置すること。		○
	受電はエネルギー供給施設の電気室から 6.6KV 2 回線受電方式とすること。また、電気室には、送り出し用遮断器及び重粒子線治療施設用の電力量計を設置すること。		○
	想定設備容量は建物施設用電力 1500KVA、重粒子装置用電力 7300KVAである。		○
	状態表示、警報をがんセンター病院棟の防災センターに設置された中央監視盤に表示できるようにすること。		○
ウ 非常用自家発電設備	重粒子線治療施設専用の非常用発電機設備の設置。	○	
	状態表示、警報をがんセンター病院棟の防災センターに設置された中央監視盤に表示できるようにすること。		○
エ 直流電源設備	重粒子線治療施設専用の直流電源設備の設置。	○	
	状態表示、警報をがんセンター病院棟の防災センターに設置された中央監視盤に表示できるようにすること。		○
オ 無停電電源設備	重粒子線発生装置用無停電電源装置の設置。	○	
カ 中央監視設備	重粒子線治療施設内に、監視、制御、計測等を行うための設備を設置すること。	○	

キ 電話通信設備	内線子機は、固定式及びPHS方式を病院事業庁が必要台数設置する。 なお、電話交換機本体はがんセンターに設置された交換機を利用するため、事業者はこれを考慮した設備とすること。	○	
ク 情報用設備	がんセンターと情報システムのネットワーク接続するため、LAN敷設用の空配管設備を設置すること。		○
ケ 時計設備	重粒子線治療施設内の時計設備の設置。	○	
	がんセンターに設置した親時計から、重粒子線治療施設用に回線を引込めるよう空配管にて対応しておくこと。		○
コ 拡声設備	重粒子線治療施設内で拡声を行うための一般業務放送型の増幅器等の設置。	○	
	重粒子線治療施設内でがんセンターからの非常時の避難誘導放送を行えるよう、がんセンターに設置する一般業務・非常放送兼用型の増幅器で対応できるようにすること。		○
サ 監視カメラ（ITV）設備	出入口及びエレベーター内その他必要な場所への監視カメラ（ITV）の設置。	○	
	監視カメラ（ITV）の映像はがんセンター病院棟の防災センターでモニターし、かつ、映像を3日保存できる設備を設置すること。		○
シ 自動火災報知設備	重粒子線治療施設専用の受信機（複合盤）の設置。	○	
	がんセンター病院棟の防災センターの総合操作盤には、全ての表示を出せるようにすること。		○
ス セキュリティ設備	重粒子線治療施設内に、がんセンターと接続できるセキュリティ設備を整備する。	○	
	がんセンター内に設置するセキュリティ設備は、重粒子線治療施設を含めた一元監視を行えるシステム及び機器とすること。		○
セ 空調設備	熱源システムは、がんセンターとは切り離れた単独熱源とし、重粒子線治療施設内に設ける。なお、建物、人体、照明、外気負荷等を除く、本施設内の治療用機器発熱量は、800KWを想定している。	○	
ソ 空調自動制御設備	重粒子線治療施設内に、設備機器の制御、監視及び計測を行うための設備を設け、がんセンターとの配線接続工事を行う。	○	
	がんセンターの中央監視設備には、重粒子線治療施設の設備機器の制御、監視及び計測を行うための設備を設置すること。		○

(3) 給排水衛生設備工事		業務担当主体	
業務区分	業務内容	県	事業者
ア 給排水管接続工事等 についての基本的事項	(3)イ以降に記載する配管の敷設及びつなぎ込み工事は病院事業庁が行う。なお、がんセンター内部の接続工事については、別途、事業者への依頼工事とする予定である。また、受水槽等の設置位置にもよるが、がんセンターから重粒子線治療施設への供給経路は、支障のない限り地下通路天井部分又はエネルギー共同溝内部とする。各項目で供給量についての記載があるがこれらの数値は、基本・実施設計により変動の可能性があるので注意すること。	○	
イ 給水設備	重粒子線治療施設内の給水設備の設置。	○	
	がんセンターに重粒子線治療施設用の計量装置を設置すること。なお、重粒子線治療施設の日給水使用量は 150 m ³ /日、病院棟受水槽～重粒子線治療施設揚水ポンプ～重粒子線治療施設高置水槽への給水管は 80A を想定している。		○
ウ 排水設備計画	重粒子線治療施設内の排水設備の設置。がんセンターに設置する排水接続用の枦に接続する配管を設置すること。なお、重粒子線治療施設からの排水管口径は 150A、第一枦の深さは 2000mmH と想定している。	○	
	敷地内に、排水接続用の枦を設置し、以降、下水道本管へ接続すること。		○
エ 特殊排水設備計画	R I 排水処理設備は、重粒子線治療施設専用のものを重粒子線治療施設内に独立で設置する予定である。	○	
オ 消火設備	重粒子線治療施設内の消火設備の設置。	○	
	がんセンターからの消火配管接続口を設置すること。		○
カ ガス設備	重粒子線治療施設内のガス設備の設置。	○	
	がんセンターに重粒子線治療施設用の計量装置及びがんセンターから重粒子線治療施設へのガス配管接続口を設置すること。なお、重粒子線治療施設で使用するガス量は、熱源設備用として 160 m ³ /h を想定している。		○
キ 医療ガス設備	重粒子線治療施設内の医療ガス設備の設置。	○	
	重粒子線治療施設の医療ガス（設置するアウトレットは酸素・吸引×10組と想定）は病院棟の設備を兼用するため、がんセンターからの医療ガス配管接続口を設けること。また、供給量は少量を想定している。		○

3 運営について

(1) 整備に伴う設備等の維持管理

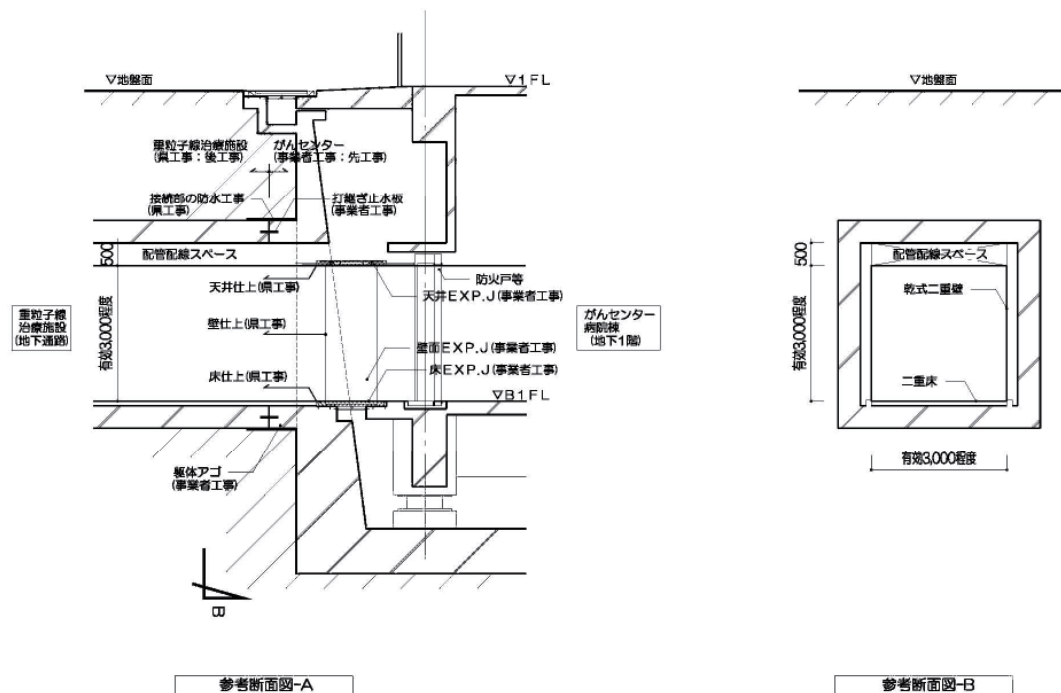
重粒子線治療施設の整備に伴いがんセンター内に設置した接続ケーブル、配管等の維持管理については、がんセンターと一体で行うことを想定しているが、現時点では重粒子線治療施設の計画を策定中のため、提案には含めないものとする。

(2) 重粒子線治療施設の運營業務

物流管理運營業務、清掃・廃棄物処理業務、植栽管理・外構清掃業務、保安警備業務、施設設備保守管理業務、電話交換・館内放送業務及び受付・会計・予約等の重粒子線治療施設の運營業務については、事業者が、がんセンターと一体で行うことを想定しているが、現時点では重粒子線治療施設の計画を策定中のため、提案には含めないものとする。

※ 重粒子線治療施設整備による要求水準書からの業務の増加に関しては、神奈川県病院事業庁に協議、申し出をすること。

【地下連絡接続部分詳細図】



利便施設運営業務に係る施設使用料等について

事業者は、利便施設運営業務を行うに当たり、病院事業庁に提案した使用料率に応じた施設使用料及び当該業務に要する光熱水費を支払い、当該業務遂行のため必要とする範囲で病院施設の一部を使用することができる。以下に、施設使用料及び光熱水費の支払方法を示す。

1 施設使用料の算定及び納付

(1) 施設使用料の算定

施設使用料は年額での算定とし、当該年度終了後に算定するものとする。年間の施設使用料は、利便施設運営業務に係る当該事業年度の売上額に、3%を下限として提案された率を乗じて得た額（円未満切り捨て）に、消費税及び地方消費税を乗じて得た額を加算した額（円未満切り捨て）とする。なお、売上額は売上に係る消費税及び地方消費税相当額を除くものとする。また、事業者は売上額を当該事業年度終了後速やかに病院事業庁に報告するものとする。

(2) 施設使用料の納付

事業者は、病院事業庁から発行された納入通知書に基づき、施設使用料を納入するものとする。ただし、病院事業庁は納入通知書の発行によらず、サービス購入料の支払に際して、当該使用料を控除して支払うことができるものとする。

2 光熱水費の算定及び納付

(1) 光熱水費の算定

光熱水費は、月額での算定とする。（ただし、水道・下水道料金は2か月に1度とする。）事業者は、当該業務に要する光熱水費を負担するため、使用実績が把握できる子メーター等を設置するとともに、その使用実績を病院事業庁に報告するものとする。病院事業庁は、事業者から報告された使用実績に基づき、事業者が負担すべき光熱水費を算定する。

(2) 光熱水費の納付

事業者は、病院事業庁から発行された納入通知書に基づき、光熱水費を納入するものとする。ただし、病院事業庁は納入通知書の発行によらず、サービス購入料の支払に際して、当該光熱水費を控除して支払うことができるものとする。

神奈川県立がんセンター特定事業に係る資料配布について

1 総則

本要綱は、神奈川県立がんセンター特定事業に係る資料の配布について、必要な事項を定めるものである。

2 資料配布の目的

本件事業への参加意欲をもつ事業者及び参加の可能性のある事業者が、その内容を入札提案書等に反映させることによって、より良い入札及び効率的なPFI事業の実施を目指すことができるよう、必要な資料の配布を行う。

3 配布資料

神奈川県立がんセンター 新病院建設予定地計画敷地測量図CADデータ

4 配布方法

上記配布資料を 1 枚に収録したCD-Rにて配布する。なお、配布は事前申し込みによるので、付属の「資料配布申込書」に必要な事項を記入の上、平成 21 年 4 月 10 日 (金) から 17 日 (金) 17 時まで (必着) の間に、下記Eメールにて申し込むこと。

(申込み先) 神奈川県病院事業庁病院局県立病院課 企画・整備班

Eメール kenbyo-pfi@pref.kanagawa.jp

5 配布日時及び配布場所

- (1) 配布日時 平成 21 年 4 月 22 日 (水) 入札説明会受付時
- (2) 配布場所 神奈川県立がんセンター 講堂棟 (横浜市旭区中尾 1-1-2)

6 注意事項

配布に係るCD-Rは**事業者負担**といたしますので、新品・未開封のCD-Rを持参すること。なお、指定の日時に受取が困難な場合は、申込みに併せて連絡すること。

「資料配布 申込書」

神奈川県病院事業庁病院局県立病院課企画・整備班 担当あて

資料受取日	平成 21 年 4 月 22 日（水）入札説明会受付時	
事業者名		
担当者名		
所在地		
連絡先	TEL	
	FAX	
	Eメール	
備考		

(付属資料様式1)

平成 年 月 日

入札説明会参加申込書

神奈川県立がんセンター特定事業の入札説明会への参加について、次のとおり申し込みます。

企業名	
所在地	
所属／担当者名	
電話番号	
FAX番号	
Eメールアドレス	
参加者職名	参加者氏名

(付属資料様式2)

平成 年 月 日

入札説明書等に関する質問書

「神奈川県立がんセンター特定事業」入札説明書等について、質問事項がありますので、提出します。

会社名	
部署名	
役職・担当者名	
住所	
電話番号	
FAX番号	
電子メール	

No	資料名	頁	該当箇所							タイトル	質問
			章	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
1											
2											
3											
4											
5											

<記入例>

No	資料名	頁	該当箇所							タイトル	質問
			章	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
1	入札説明書	2	2	1	(1)					〇〇〇	〇〇については、△△でしょうか。

- 注) 1 Microsoft Excel (Microsoft Excel2000で対応可能なバージョン)により作成すること。
2 該当箇所の記入にあたっては、数値、記号は半角文字で記入すること。
3 行が不足する場合には、適宜調整すること。
4 入札説明書等の該当箇所の順番に並べること。
5 質問は、各No.につき1点とすること。(一つのNo.の中に複数の質問を含まないこと。)